

地域社会学会会報

No.185 2014.6.10

地域社会学会事務局 Office of Japan Association of Regional and Community Studies
〒192-0397 八王子市南大沢 1-1 首都大学東京人文科学研究科 玉野和志研究室内
TEL&FAX 042-677-2058(直) 郵便振替 地域社会学会 00150-2-790728
E-mail jarcs.office@gmail.com URL <http://jarcs.sakura.ne.jp/>

目次

1. 地域社会学会第 39 回大会報告
 - 1-1 自由報告部会 1-1 印象記 猪熊ひろか (千葉商科大学)
 - 1-2 自由報告部会 1-2 印象記 松木孝文 (大同大学)
 - 1-3 自由報告部会 2-1 印象記 浅野慎一 (神戸大学)
 - 1-4 自由報告部会 2-2 印象記 新藤 慶 (群馬大学)
 - 1-5 自由報告部会 3-1 印象記 菱山宏輔 (鹿児島大学)
 - 1-6 自由報告部会 3-2 印象記 森久 聡 (京都女子大学)
 - 1-7 シンポジウム 報告 山下祐介 (首都大学東京)
 - 1-8 シンポジウム 報告 大矢根淳 (専修大学)
 - 1-9 シンポジウム 報告 金菱 清 (東北学院大学)
 - 1-10 シンポジウム 印象記 小林秀行 (東京大学)
 - 1-11 シンポジウム 印象記 佐藤洋子 (名古屋市立大学)
2. 前期理事会からの報告
3. 理事選挙の結果および第 1 回理事会の報告
4. 総会報告
5. 研究委員会からの報告
6. 編集委員会からの報告と連絡
7. 国際交流委員会からの報告
8. 地域社会学会賞選考委員会からの報告
9. 地域社会学会「世界へのメッセージ」作成特別委員会からの報告
10. 地域社会学会第 39 回大会会計報告
11. 地域社会学会 2013 年度決算報告ならびに 2014 年度予算
12. 「地域社会学会 著作権規定」
13. 事務局からのお知らせ
14. 会員異動
15. 会員の研究成果情報(2014 年度・第 1 次分)
16. 理事会・委員会のご案内

2014 年度 第 1 回研究例会のご案内

日時 2014 年 6 月 28 日(土) 14 時～17 時
会場 首都大学東京秋葉原サテライトキャンパス 会議室 B・C
※会場へのアクセスは会報最終頁をご参照ください。

第 1 報告 室井研二(名古屋大学)・黒田由彦(名古屋大学)

「(仮) 災害復興のビジョンと現実ーポスト 3.11 の地域社会学を考える」

第 2 報告 広原盛明(龍谷大学)

「(仮) カトリーナ、チェルノブイリ、フクシマの世界 3 大カタストロフィー災害を通して
21 世紀の日本の地域復興のあり方を考えるー地域社会学とまちづくりのジョイント視点から」

1. 地域社会学会第 39 回大会報告

5 月 10・11 日の両日、地域社会学会第 39 回大会が早稲田大学で開催されました。144 名が参加し、6 つの自由報告部会にくわえて、シンポジウム、それぞれの場で数多くの発表と熱のこもった討論が行われました。懇親会は 75 名の参加でした。総会において、第 7 回地域社会学会賞表彰式も行われました。大会の開催にあたり、準備や運営にご尽力いただきました早稲田大学の会員、院生、学生の皆様に、ここに記して篤く御礼申し上げます。

1-1 自由報告部会 1-1 印象記

猪熊 ひろか（千葉商科大学）

本大会の自由報告部会 1-1 では、震災に起因する地域社会における課題と可能性にかんする四つの報告と質疑応答がおこなわれた。そのうち、第一報告と第二報告は、2011 年 3 月に発生した福島第一原子力発電所事故による被害にかんする報告であり、第三報告は 2011 年 3 月 12 日の長野県北部地震に起因する被害にかんするものであった。第四報告は、2011 年 3 月 11 日の東日本大震災による津波被害にかんするものであった。部会に共通する基本的事項は、大きな地震による被害が地域社会に及ぼす影響を対象とすることであった。各報告について概括し、フロアから提示された可能性と課題について述べたい。

第一報告「『空間なきコミュニティ』概念の検討を通じた原発避難者の生活再編過程分析」は、山本薫子氏（首都大学東京）、佐藤彰彦氏（福島大学）、松菌祐子氏（淑徳大学）、高木竜輔氏（いわき明星大学）、菅磨志保氏（関西大学）による共同報告で、「社会学広域避難研究会 富岡班」による「調査実践および研究活動」をもとにしたご報告である。

山本氏らによる報告の目的は、避難先が同一ではない強制避難者たちが、避難前の地域社会での関係性によりながら生活再建を果たそうとする事象に着目し、概念化を図ることである。「もともとの住民たちが避難を余儀なくされ」て「人の存在しない空間が現出」した一方で、「避難生活中での支えとしての『富岡町での関係性』や『富岡町民との関わり』」も継続している。この事実を、「空間なきコミュニティ」という概念を用いて分析したご報告である。その際、多くの避難者たちが「帰還・移住のどちらをもいまだ選び取れない状況」にあるという現実について、質的な方法を用いてアプローチされている。

主に空間放射線量に依拠する帰還の制度上における可否は、農作業や山菜採りなどの日常生活に根ざした文化的営為をおこなうことも含めた生活者としての安全性についての議論を脇に置いてしまう。その意味で、「移住でも、帰還でもない、超長期的な避難」を選ばざるを得ない住民達のコミュニティの様相を捉えて概念化することは、大きな意味を持つと考えられる。司会の吉野氏との質疑応答でのお話のように、概念化を含めた今後のご研究が期待される。

第二報告「原発避難者の受け入れ地域における地元住民の意識構造 - いわき市調査の結果より」は、高木竜輔氏（いわき明星大学）による、原発避難者の受け入れ地域にかんする、量的調査をもとにしたご報告である。高木氏らは、長期避難と受け入れ地域における受け入れ住民との軋轢について、いわき市の平地区・小名浜地区の住民計 1500 名（避難者も含む）へ郵送調査を行った。その結果、原発避難者に対するいわき市民の意識の特徴について、およそ 4 割が占める「アンビヴァレントな意識」にあることが示された。そしてその背景には、「暮らし向きの変化」と「賠償の不公平感」が「強く影響」しているとの分析である。

フロアからは、調査の手法にかんする確認と、「アンビヴァレントな意識」をもつ層の抽出の仕方についての質問が出て、調査概要についての簡単な了解がなされた。それを受けて、部会最後の討論時には、高木報告において「暮らし向き」の具体的事例として挙げられていた、交通渋滞についてのいわき市民による否定的見解について、コメントが出された。このコメントにおいて、玉野氏は、被災者が自動車を購入・使用することと軋轢との関係について、水俣でも同様の構図（水俣では住宅購入にかかわる軋轢）が生じていたことを指摘した上で、高木報告の地域社会学における位置づけや、今後の研究の展開についてご示唆なされた。確かに、交通渋滞への否定的見解は、「暮らし向き」だけでなく「賠償の不公平感」にも関連していて、だからこそ、その問題がしばしば軋轢の代表として取り上げられるとも考えられる。交通渋滞への否定的見解は、

車の購入という見方からすれば、賠償の不公平感にも重なる。今後のご研究がいつそう期待される。

第三報告「長野県栄村における復興過程の現段階と地域再生への課題（２）――産業振興・集落再生から生活再建・定住促進に向けて」は、宮下聖史氏（長野大学）による、「復旧」後の、「過疎化・高齢化」という課題にかんするご報告である。

宮下氏は、栄村の特徴を、「旧来型のコミュニティが震災によってむしろ強化された」ことにあると指摘した。この場合、「旧来的な地域コミュニティのあり方が過疎化・高齢化の現状打破に向けた新たな地域社会の展開の桎梏となりうるが、栄村ではそれが「足かせ」とならず、「復興地域づくりの展開」が見られる。宮下報告では、その要因について、「自治体の非合併＝『自律』」にあることが示された。

フロアからは、村外避難について数値的な確認がなされたあと、玉野氏から、若い世代を中心とした住民独自の動きが行政の力によらずに「下から」出てくる理由についての質疑があった。「旧来的な」村の指導層がそれらの動きを捉えきれていないのであれば、ガバナンス不全の「旧来型」の構図と同様であるという主旨のご指摘であった。自発的な個々の取り組みの集合が、今後どのように分析・展開されていくのか期待される場所である。

第四報告「異質な主体を神社の再建に駆り立てたもの――大津波による東松島市大曲浜・玉造神社の本殿流出から竣功奉告祭まで」は、辻岳史氏（名古屋大学大学院）による、津波被害を受けた神社本殿の再建にかんするご報告である。

辻報告は、津波によって流出した神社本殿が、多大な費用とマンパワーによって再建された事象を、「緊急社会システム」というアプローチ方法を用いて分析したものである。「緊急社会システム」を構成する３つのサブシステムは、「講連合-氏子システム」「官民協働システム」「広域神社システム」であり、玉造神社では、これらのサブシステムによって「マンパワー・モノ・カネの組織化・動員」が行われ、「『緊急社会システム』が作動した」との結論であった。

フロアからは、事実関係の確認や「資源」活用についての確認がなされた。その後、玉野氏からは、ご報告のタイトルである「異質な主体」の異質性について、異質性と定義する根拠についてのご指摘があった。部会最後の討論では、似田貝氏が「システム」という用語を地域社会における人々の営為に取り込むことの是非についてコメントなされた。

辻報告で「異質な主体」と提示された建設業界は、配付資料スライド 28 ページにあるように、「神社界の取引先企業」でもあり、かねてより、地域のネットワークの主要な担い手でもある。それが「異質」である根拠、さらには、その「異質」な主体が地域社会における「システム」として「作動」する要件について、興味を持たれる場所である。

本部会の４つのご報告は、震災による被害における、「復旧」と「復興」の困難さとともに、地域社会に生起する可能性について考えを深めることのできる貴重なご報告であった。

1-2 自由報告部会 1-2 印象記

松木 孝文（大同大学）

第一報告は、尾形清一会員（京都大学）による「地域自治組織による再生可能エネルギー事業の展開と行政支援――飯田市再生可能エネルギー条例を事例として」である。

2012年に、日本でも固定価格買取制度の導入がなされて以降、地域では再生可能エネルギー事業が急速に増加している。尾形会員の報告は、地域自治組織等の取り組みの事例として長野県飯田市の事例を取り扱う。飯田市の地域自治組織による再生可能エネルギー事業の活性化に果たした「行政」「政策」の役割を明らかにしつつ本報告は展開する。報告では、行政から地域自治組織への公的与信を通じた資金調達能力の付与など、「支援誘導型」の政策手法が取られている事が示された。これは、事業における地域自治組織の意思決定を尊重しながら、フォーマルなルール化を通して事業を公益的・公共性へ誘導する政策手法である。旧来の経済的誘因を用いた促進手法や規制的手法以上に具体的な方向性を示す事が可能であり、かつ地域自治組織の発展を期待出来る。この「支援誘導型」の概念は飯田市における再生可能エネルギー事業を分析する上で高い説明力を持つと言えよう。

現状、再生可能エネルギー支援政策は確立したものを持っておらず、その為もあってか報告に対してはフロアからは事例の詳細に関する質問が寄せられた。また司会者からは、収益性の高いコミュニティビジネスとなるからこそ生じる、腐敗等の問題についての指摘があった。本報告は、地域における再生可能エネルギーの導入という新しい現象を対象としているが、地域自治組織という地域社会学の伝統的な対象に新たな光を当ててるものでもある。新旧両方の文脈から今後の展開が期待される研究といえよう。

第二報告は、下村恭広会員（玉川大学）による、「大都市零細工業の変容と都市空間——東京都台東区のファッション雑貨工業を事例として」である。

本報告では、都市空間構造の変容、特に製造業の事業者による都市空間の更新過程に着目し、彼らが生産の地域性をどのように変化させたのかについて焦点を当てる。本報告のデータは2004年に東京都台東区が手掛ける、新規開業支援事業の支援対象となったファッション雑貨工業者（ハンドバッグ、靴、靴、革小物など服以外の製品）に対する現地調査に基づいている。

本報告の内容は以下3つに分かれる。その第一は、現地調査を通じて明らかになった社会的分業構造についてである。対象地域は零細規模の企業が多数集積して高度の分業構造を形成しており、必要な資源の調達が容易である等、独自の地域性を持つ。第二は、新規開業過程と地域に関する内容である。行政主導で設置されたインキュベーション施設（台東デザイナーズビレッジ）は地域に、旧来の職人とは異なるデザイナーという担い手をもたらし、産業構造・地域社会に変化をもたらした。第三は、まちづくり（モノマチ）に関する内容である。インキュベーション施設・クリエイター・メーカー等の主体は、ブランド化・情報発信・異業種交流など様々な動機から地域のアピール活動に参加しており、地域のあり方に変化をもたらしている。

本報告は上記の内容に沿いつつも、多様なデータに触れながら記述されている。その影響もあってか、フロアからは、「産業の担い手のリクルートにはどのようなパターンがあるのか」「グローバルな産業の動きとはどのように連関するか」など、多様なデータを今後どう分析するかに関わるいくつかの質問が出された。

以上の通り、本報告は丹念な調査による豊富なデータで構成されており、今後も調査の継続により地域産業研究に重要な知見をもたらすと思われる。

第三報告は、丹辺宣彦会員（名古屋大学）による、「トヨタイズムと地域社会」である。本報告では、愛知県豊田市と刈谷市を事例として、企業と男性従業員・退職者、地域コミュニティの関係を明らかにする。報告で用いられたデータは両市の住民を対象とする質問紙調査（2009年/2012年）に基づいており、トヨタ・グループ企業の従業員・退職者をそれ以外の勤務先に勤務している従業員・退職者と比較すると以下の結果が得られるという。

第一に、トヨタ・グループ従業員・退職者は地元外出身者が多いが、居住歴は長期化しており、勤務先が相対的に近い事。第二に、階層的地位については、トヨタ・グループ従業員の世帯収入は相対的に高く、学歴は高卒・院卒が多く、近代家族的性別役割も相対的にはっきりしている事。第三に、意識面では、社会観、仕事観、社会貢献意欲などは一部の項目で差がみられるものの他と大きな違いがない事。第四に、社会関係資本については、雇用の安定と居住の長期化を背景として、トヨタ・グループ従業員・退職者の地域的紐帯が有意に強い事。第五に、男性の団体活動参加で圧倒的に大きな比重を占めるのは、自治区活動への参加である事。第六に、トヨタ・グループ従業員・退職者ではとくに居住地域にもつ職縁が豊富であり、企業の組織する社会貢献活動より、個人ベースの地域的紐帯、社会貢献意欲の方が地域での社会活動参加をうながす大きな力を発揮している事。

上記の結果からは、元来生産活動を志向していたトヨタイズムが、地域的紐帯と地縁的市民活動を強化してきた事が伺える。但しこれはトヨタの意図ではなく、あくまでも「意図しない因果関係」を辿った結果である点が示されたことは興味深い点であろう。

フロアからは、トヨタ従業員の地域に対する愛着や都市の魅力に関する質問が出され、報告者からは中心地よりも郊外でまちづくりが盛り上がるという特殊な地域性が紹介された。以上の通り、本報告は8年にも及ぶ調査データを丁寧に分析している。報告では地域の今後についても触れられているが、今後の議論の上でも本報告のもたらした知見は非常に大きな価値を持

つと思われる。

第四報告は、古平浩会員（追手門学院大学）による「地方鉄道経営における課題と方向——関連住民・地方自治体・企業」である。本報告では、2000年3月1日の鉄道事業法の改正以降行われてきた地方鉄道路線の切捨てに対して、住民が鉄道存続を目指してその運営に関与を強めてきた事に着目している。本報告は「先行研究からではなくモノグラフの中からガバナンスのあり方を提示する」ことを目的としており、地方鉄道が直面する課題を地域社会のガバナンスの中に位置づけつつも、事例紹介を中心に展開する。調査対象としては、それぞれ「新たなガバナンスモデルへの転換期」の事例として新潟交通電車線、万葉線を、「新ガバナンスモデルの展開期」の説明の段で上田電鉄別所線、北条鉄道、和歌山電鉄貴志川線などの事例が紹介された。また、これらの事例からは、行政への陳情・要望に代表される旧来型の行動から、地域社会における合意形成・主体的に考えて活動する市民等に代表される新しい行動への転換が示されていると指摘された。

本報告が自由報告部会1-2の最終報告となる事を受け、司会者より結びとして、本部会で行われた報告が「既存の研究からの脱却」という点で共通点を持つことに言及された。単純に新しい対象を取り扱うという事のみではなく、旧来からの研究対象に新しい分析枠組みを適用するという点においてもそれぞれ新しさを感じる内容であったという。さらにこの点については地域社会学におけるある種の危機感に起因するのではないかという指摘が続いたが、筆者としては今後この危機感にどう向き合うかという宿題を与えられた思いであり、本部会でも特に印象深い言葉となったことを記しておきたい。

1-3 自由報告部会 2-1 印象記

浅野 慎一（神戸大学）

本稿は部会の報告・討論に関する正確な記録ではなく、あくまで筆者の印象記にとどまる。何卒、御容赦願いたい。

本部会では、震災ボランティアに関する4本の報告がなされた。

まず、徳田剛会員による「被災外国人支援におけるカトリック教会の役割と意義」である。外国人住民の集住地域（阪神淡路大震災）と非集住地域（東日本大震災）の違いに着目し、被災外国人支援の特徴、とりわけカトリック教会の支援が果たした役割とそこでの問題について報告がなされた。特にカトリック教団がグローバルなネットワークをもち、同時にローカルな活動拠点をもつことの積極的意義、および支援組織としての一種の弱点等が考察された。また東日本大震災において、在日フィリピン系市民の手による支援がなされ、非集住地域にも新たなエスニック・コミュニティ形成の萌芽が見られる実態も報告された。

フロアからは、カトリックのもつ独自の宗教的意義、またカトリック以外の外国人支援との比較等に関する質問が出た。

筆者が特に感銘を受けたのは、報告の中で紹介された神戸市長田区たかとりコミュニティセンターの古参スタッフの発言であった。「東北の津波被災地の外国の方は、地元を支えている長男家に入った外国人のお嫁さんが中心。彼女たちは『じーさま、ねーさま、ばーさま』にもまれながら地元のライフスタイルや伝統文化の継承者であり、農漁業などの第一次産業の担い手でもある。……単純に多文化共生とはいかない」。

研究者・ボランティアは、しばしば自らの狭隘な専門性・問題意識に視野を制約され、現実をありのままに見ない。たとえば外国人といえはすぐに「エスニックな主体」、「文化的異質性をふまえた支援と共生の対象」、そして「エスニック・コミュニティの担い手」と見なし思考停止しがちである。前述の古参スタッフの発言は、こうしたエスニシティ研究・外国人支援に対する痛烈な批判であろう。

非集住地域、特にフィリピン系住民の生活をトータルに見れば、エスニシティ以上に、日本人とともに培っている家族・生業・地域社会の再構築こそが、決定的に重要であろう。もちろんエスニックな特徴・矛盾も無視しえない。しかし、多文化共生・異文化理解といった理念や問題意識で現実を裁断して満足するのではなく、被災者の現実生活やそれに根差した社会諸関

係をふまえた研究・支援が最も重要であろう。バトラーを真似て言えば、「もしひとがフィリピン人で『ある』としても、それがそのひとのすべてでないことは確か」なのだから。本報告は、そのような視野の広がりを感じさせてくれる内容であった。

次に、共同報告「『身体の声の聴く』という方法とその結果から生まれる実践—3000人の足湯ボランティアが聴いた、1,6000人の被災者の『つぶやき』から—」である。これは、①清水亮会員「『つぶやき』の分類とその特徴：データの特異性と『こころの問題』への照準」、②三井さよ会員「『こころの問題』と〈苦しみ〉—ケアに向けて—」、そして③似田貝香門「『身体の声』聴くことから実践へ；触れる・共感・分析・実践の仕組み」の3報告によって構成される。東日本大震災の被災者に対する足湯ボランティアの中で、被災者が漏らし、ボランティアが記録した膨大な「つぶやき」を分析し、考察したものである。

清水報告は、足湯ボランティアの概要、「つぶやきデータ」の特質を説明し、そこで得られた情報を実際の問題解決に向けて現場につなぐボランティアとしての応答責任、さらにデータから読み取れる被災者・支援者の「こころの問題」や「生の固有性」等、多様な諸課題を提起した。三井報告は、「つぶやき」の中に、かけがえのないものを失う喪失体験、自然観の変化、そして周囲との関係の激変とその再構築への模索を読み取り、足湯ボランティアの意義と課題を考察した。そして似田貝報告は、全体を理論的に総括し、身体に触れあうことや「共感」の意味もふまえ、「つぶやき」という発話行為を、被災者の「自律（能動性）の前兆」と位置づけた。

フロアからは、①調査データとしての「つぶやき」記録の特性（使用目的、また当事者への利用確認等を含む）、②外部者としてのボランティアだからこそ「つぶやける」側面、およびボランティアと出会うことで想起して「つぶやける」側面の関係、③震災（阪神淡路大震災）と津波（東日本大震災）の違いがもつ意味、④「つぶやかなかった」人々の自律性とその把握の可能性、そして⑤第25回地域社会学会大会に行われたアルベルト・メルツ氏の記念講演「聴くことの社会学のために」との理論的関連等、多彩な論点が提起された。

筆者は、関係論や構築主義にとどまらない生命の本質や身体性の理論的考察も含め、本報告から多くのことを学び、考えさせられた。

ただし、阪神淡路大震災の直後から、いわゆる無数のボランティア研究に対してずっと感じ続けている違和感は、本共同報告においても完全には払拭しえなかった。被災者はボランティアなどいなくても被災者である。ボランティアは被災者がいなければボランティアになれない。どちらが自律的で、どちらが依存的か、明白であろう。被災者は、かけがえのないものを喪失し、絶対に「復旧」などありえない状況に打ちのめされながら、それでも完全に絶望してしまうことなく生き続け、自発的に足湯に参加している。彼・彼女達はすでに十分に自律している。したがって、足湯での「つぶやき」は「自律の前兆」というより、「自律の証」ではないか。

しかし一方、ボランティアは全く無意味かといえ、そうでもない。「つぶやき」は、誰かに聴かせるための意図的な語りではない。自分を律することができず、思わず口をついて出た言葉であろう。その意味で、「つぶやき」は、自律として結晶化する以前の偶然的身体が発露であり、予期せぬ・意図せざる新たな自己の発見・構築の契機であろう。つまり「つぶやき」は「自律の証」ではなく、やはり似田貝会員が指摘するように「自律の前兆」という方が正しいのかも知れない。そしてボランティアは、そのための一つの機会を創出・提供した。もちろんボランティアなどいなくても、そうした機会は被災者自身が日常生活において自律的に無数に創出している。しかし足湯での「つぶやき」が、ボランティアだからこそ創出し得た一つの機会であったことは否定しえない。ただしまた、ツイッターのように、他者に聴かせることを最初から意図した「つぶやき」が横行している昨今、このような解釈はもはや時代遅れのような気がしないでもない。

私事にわたるが、筆者はボランティアに対してつねに大きな違和感と偏見を抱きつつ、しかし実際にはボランティア（震災関連ではないが）にかなりの労力と時間を裂いている。本部会の各報告は、そのような筆者が普段はできるだけ考えずにやりすごそうと自ら律している課題を、心地よい示唆と刺激によって思わず考えさせてくれた。まるで足湯である。

1-4 自由報告部会 2-2 印象記

新藤 慶（群馬大学）

ここでいう「住民」とは？

自由報告部会 2-2 では、地域社会における人々の参加や交流に着目した4つの報告が行われた。

第1報告は、伊藤雅一会員による「郊外における新たな地域の祭り——文化的自律性という観点からの郊外」である。伊藤氏は、千葉市稲毛地域の商店街で運営される「夜灯」を対象に、この祭りを地域の人々や組織との関係から描出した。漁村としての歴史を持つ稲毛地域は、明治以降観光客の増加で賑わったが、1960年代の埋め立てとその後のベッドタウン化により、商店街は大型店に客を奪われた。これに対し、商店街は活性化策に取り組むが、その一つが2006年に始められた「夜灯」である。新月の晩にカンテラ片手に行われた「夜灯漁」にちなむこの祭りは、幼稚園児や小学生がつくった灯籠が、道路や公園を彩るものである。この夜灯の運営の中心は、商店街のメンバーと、隣町の大学生スタッフであった。しかし、県からの補助金が終わった4年目からは学生スタッフが運営から外れ、夜灯は危機を迎えた。だが、夜灯は新たに自治会、学校、趣味の団体等を巻き込み、現在も続いている。この夜灯の運営過程からは、その時々問題解決を図る「現場調整的な運営」と、その基盤として地域内部に共有される「暗黙の了解制度」の存在が見出された。

商店街再生の取り組みを、地域独特の調整構造や、人と機関の関係からみる分析結果は興味深かった。しかし、「現場調整的な運営」や「暗黙の了解制度」といった知見が、十分な実証の裏づけを持つかはやや疑問も残った。これらを成り立たせる地域の経済や政治構造との関連を探ることで、分析のさらなる深まりが望まれる。

第2報告は、谷口功会員と長沢壮平会員による「『強いられる自治』と『内発的自治』の交差——長野県根羽村における RMO（地域運営組織）生成の過程に焦点をあてて」である。谷口氏は、根羽村での RMO の取り組みを対象に、外部からの「強いられる自治」が、「内発的自治」を喚起する過程を明らかにした。人口1,000人強の根羽村は、合併に乗らない「ネバーギブアップ宣言」を行い、林業立村をめざしている。この根羽村は、間伐材等を地域通貨に交換して流通させる「木の駅」プロジェクトの会合を通じて、地域再生マネージャーとの関わりを持つ。この地域再生マネージャーは、総務省の「RMOによる総合生活支援サービスに関する調査研究事業」をもとに、ワークショップ、食の文化祭、地域再生で注目されるドイツの村長の講演会など次々と事業を仕掛け、「自治」を強いていく。そのなかで、住民は参加を通じて自分たちのポテンシャルや山林などの地域資源を再認識した。これらを基盤に「内発的自治」が喚起され、根羽村の新たな自治が生成された。

外部からの働きかけでも、参加の機会を確保することで、住民自身による「内発的自治」が喚起される状況は、他地域の参考になる重要な知見である。一方で、住民のニーズ調査への参加が82件（対象は465世帯）にとどまるなど住民への浸透度の差も感じられた。今後は、住民の関わり方の差異やその要因の検討も必要となるだろう。

第3報告は、湯上千春会員の「図書館の空間利用による地域のソーシャルサポート構築の可能性——図書館カフェを事例に」である。湯上氏は、高齢者や障がい者などの「弱者」への地域のサポートを進める契機を、図書館での多様な住民の交流に見出そうとしている。「弱者」の生活にとって地域からのサポートは重要だが、都市部の住民は「弱者」の実態やニーズを把握できていない。そのようななか、X市の図書館に設置されたカフェでは、障がい者がスタッフとして働いている。また、図書館には世代を超えた多様な人々が集っている。そのため、図書館でできた高齢者や障がい者などの「弱者」と住民との接点が、「弱者」への理解の広がりや住民からのサポートを生む可能性があると考えられた。

多様な都市住民の結節点としての図書館への着目は、重要な視点だと思われる。ただし、「高齢者や障がい者などの『弱者』をサポートする都市住民」という枠組みが、一種の「偏見」のようにも感じられた。X市の図書館カフェで働く障がい者スタッフの姿は、これまで支援の対象としてのみ位置づけられ、参加の機会を奪われてきた「弱者」が、同じ住民として地域に参加する姿と捉えられないだろうか。だとすれば、図書館での「弱者」との交流は、住民が「弱者」のニ

ーズを理解し、サポートするという「サポートする—される」という非対称な関係性を超えた新たな関係性を生むとも考えられる。本事例の可能性を十全に把握するためにも、問題設定の再検討を期待したい。

第4報告は、松宮朝会員の「『地域参加』の施策化をめぐる——愛知県長久手市を事例として」である。松宮氏は長久手市を事例に、縮小社会化とともに進展した、住民が自治体の事業を担う「地域参加」の現状と課題を分析した。長久手市は、人口も増加し、財政力指数も1を超えるなど、縮小社会とは遠い位置にある。しかし市長が、今後予想される人口減や予算減を見越して、今のうちから住民の「地域参加」を進めており、自主防災活動や図書館運営、100円や500円の報酬で軽度な日常生活援助を行う「ワンコインサービス」事業など、さまざまな「地域参加」が施策化されている。一方、市民調査からは、ボランティアへの参加率は高くはないこと、「地域参加」への希望も高くはないが、そこには時間や体調面での制約があること、「地域参加」の施策化自体に批判は少ないが、「ボランティア」につきまとう負担や責任感などのイメージがかえって「参加」を抑制していることなどが明らかとなった。

「地域参加」の施策化がなされる論理や、これに対する市民の受け止め方が詳細なデータで跡づけられており、重要な課題が提起されていた。一方、自治会参加を変数に加えた分析も意義があるように思われた。フロアとのやり取りでも話題になったが、長久手市の自治会加入率は平均55.3%と低く、地域により7割台から3割台まで幅広い。そのため、「地域参加」の実態を、居住地域の自治会参加率やその規定要因と関連づけることで、さらに知見が導かれるようにも感じた。

総括討論では、司会の中西典子会員から、共通する論点として、高齢化等に伴う地域主体の弱体化に対する外部からの取り組みと事業化の必要性が指摘された。これを受け、事業の活性化とボランティアの関わりや、住民の気づきを促す契機などについて議論が深められた。

本部会の報告で興味深かったのは、多くの報告者が、スタッフや施策の提言・評価などの役割を持ち、対象事例に深く関与していたことである。このことは、シンポジウムでも話題となったフィールドと地域社会学との関係の変化を示しており、地域課題の解決に対する地域社会学者の貢献や期待の高さが感じられる。研究上の意義だけでなく、実践的な有用性も高めた報告者諸氏に敬意を表したい。

ただし、事例に深くコミットしているためか、関係者の多様性を客観的に把握する視点がやや弱いようにも感じられた。報告のなかには「住民」や「市民」、「地域内部」という記述が散見されたが、ここでいう「住民」とは誰だろうか。フィールドで顔を合わせる「住民」だけに限定されていないだろうか。

地域社会学は、生産や労働のあり方など客観的な基盤をもとに、地域住民の生活や意識を厳密に把握してきた蓄積がある。その方法は問い直される必要はあるが、こういった地域社会学の蓄積から振り返ることで、「住民」の姿がさらに立体的に見えてくるだろう。各事例のより豊饒な成果につなげるためにも、客観的な基盤と結びつけた住民の多層性の把握に改めて立ち返る必要もあるように感じられた。

1-5 自由報告部会 3-1 印象記

菱山 宏輔（鹿児島大学）

本部会は、日本国内の大都市インナーエリアについての報告とニューヨーク市を対象とした報告からなるものであった。

第一報告は、阪口毅氏（中央大学大学院／日本学術振興会特別研究員）による「『コミュニティ』の創発性への活動アプローチ——新宿大久保地区における市民団体を事例として（2）」であり、昨年度報告から引き続く内容のものであった。阪口氏は異質性・流動性を含む今日的な「コミュニティ」の条件を明らかにするために、対象事例を「共住壘（きょうじゅうこん）」としてとらえ、新宿大久保地区の市民団体への参与観察および参加型行為調査に基づいて知見を蓄積している。現在、「コミュニティ」はグローバル化のなかで流動性を増し、脱領域化が進展している。これに伴い、領域性や共同性にもとづく実体概念としての規定の困難さが増している。そのため、コミュニティが生起するプロセスとその条件への着目が必要となる。阪口

氏は「コミュニティ」の現状を以上のように把握し、制度アプローチ、意識アプローチではなく、活動アプローチにより住民運動の動きそのものを描写しようとする。

会場からは、アプローチの戦略と課題の関係性、問題関心など、報告者が新たに採用している枠組について質問があった。これに対して報告者からは、いまだ準備段階・展開途上の部分はあるものの、出来事の連鎖によってどのようなネットワークが形成されてきたのかを明らかにしたいという問題関心が改めて確認された。報告および質疑応答をとおして、関係諸主体における地域像の構築と脱構築の実態およびモーメントがいかなるものなのかという点に関心をもった。

第二報告は、山本崇記氏（（公財）世界人権問題研究センター）による「『同和地区』におけるまちづくりの現状と課題——エリアマネジメント導入過程を事例に」であり、「同和地区」におけるまちづくりを検討し、まちづくりにとっての普遍的な課題にアプローチしようとするものであった。事例として京都駅周辺のエリアマネジメントの導入プロセスがあげられ、特に、行政主導ではなく住民主体の内実が焦点が当てられた。析出された普遍的特徴として、住民主導で進められてきたまちづくりの歴史を継承、発展させることでエリアマネジメントが有効性を帯びたこと、伝統的な地縁組織とボランティアな集団の二層構造が有効性を発揮したこと、行政との関係はパートナーシップというよりもマネジメント（地域共同管理）に具体性があることが指摘された。

会場から、これらは対象地区に特殊なものではないかという質問があり、これに対して、行政の関わりと住民主体についての構造的な問題を照射可能であるという点で普遍的なものであるとの応答があった。さらに、行政がなぜ動かないのかという点に関しても質問があった。これに対しては、行政はフォーマルな連携として伝統的な地縁組織との関わりをもったが新たなアイデアの導出に至らず、かといって NPO などフットワークが軽い担い手に対応出来ずブレーキをかけることとなり、行政の役割が中途半端になってしまうという状況であるとの回答があった。

山本氏の報告からは、旧来型の地域社会構造の側面を担う行政と地縁組織、両者のフォーマルな関わりが必ずしもうまく作動せず、地域共同管理という活動ベースでのエリアマネジメントが有効であるという観点から、対象やアプローチは異なるものの第一報告と共通した問題系があるように思われた。あわせて、担い手をひろげて行くなかで「同和地区」から「東地域」という新たなエリア設定を可能としたプロセスに興味をわいた。

第三報告は、江頭説子氏（東京女子大学）による「公害問題と地域社会——地域社会における公害経験の可視化・共有化の現状と課題」であった。報告では、1960年代に全国で発生した公害問題は現在身近な問題として感じられなくなっていること、しかしそれは解決したということではなく、むしろ公害問題を「公害経験」として継承していく必要があることが確認された。その後、岡山県倉敷市水島地域を事例として公害経験の可視化・共有化・不可視化・教訓化の動的なプロセスによる歴史記述と分析が試みられた。

会場からは、「教訓」や「公害」という語の使い方、学問的な方向性と実践的な方向性との分節化の必要性、地域社会のローカルな特殊性を踏まえた事例の位置づけ、可視化・不可視化の主体と客体、工業化の前後における被害者の社会的位置づけや生活の基盤の変化などについて質問およびコメントがあった。これらに対して、より狭義の「公害」をとらえることでコンビナートを取りまく社会構造が変化していく状況をとらえたいという問題関心が確認されるとともに、今後、企業内・コンビナート内で何が起きているのかを把握していく必要があるとの応答があった。

報告においては社会運動が問題の可視化として位置づけられていたが、同時に、不可視化されてしまう領域もあるのではないかという点が気になった。例えば、地域社会学が明らかにしてきたように、1960年代から70年代、地域社会運動の「市民運動」化がコミュニティ政策による包摂を水路づけることとなってしまった問題、近年では、社会運動論において、市民運動に邁進した担い手の「自己の過剰運動化」から派生する問題などをあげることができる。全体としては堅実なフィールドワークと資料収集に裏付けられた研究であるという印象があり、今

後の分析枠組みの錬磨や調査対象の位置付けによる研究の展開に関心をもった。

第四報告は、魯ゼウオン氏（天理大学）による「ニューヨーク市におけるアジア系移住者の定着と地域組織との関わり——コリアンタウンのコミュニティボードを事例にして」であった。魯氏の報告の目的は、コミュニティボード（コミュニティ委員会）が韓国人社会におよぼしてきた影響の実態、行政と移民との関係性を明らかにすることであった。ニューヨーク市では1990年代以降アジア系移民が急増しているが、特に韓国人社会では、ロスアンゼルス暴動をきっかけに、アメリカ社会から独立して存在することはできないとの認識が深まり、生活者としてホスト社会との関係をいかに結ぶのかについて議論が立ち上がるという変化があった。この延長に、コミュニティボードを通じた政治参加があった。特に、「安定した移民者地域」において、コミュニティボードは地域生活に関わるイシューを決定する場であり、政治家へのルートとなっているため、ホスト社会・多民族との関係形成の場として積極的に位置づけられている。

会場からは、委員の社会階層について質問が出された。制度上は開放的であり誰でも参加可能であるとはいえ、無給での奉仕が可能である層は限定されるのではないかと趣旨であった。これに対して、委員は、政治家志望、社会運動の担い手、持ち家所有者であり、1世にとって無給は負担であるため早期の辞退者が多いこと、1.5世、2世は英語ができ、アメリカ社会に適応した弁護士などであることなどが確認された。司会からは、中国系の急増など一種の競争社会のなかで地域へのコミットメントを深めており、その他にも様々なソーシャルアクションがあり得るというコメントがあり、コミュニティボードは地域政治の場として非常に大きな役割をもっていることが確認された。あわせて、世界各地のコリアン・ディアスポラの問題との関連という点で発展可能性があるとのコメントがあった。

第一報告がその基調をなしたように、今日の地域社会を巡っては、構造化された実体の揺らぎにともない分析枠組の再審が迫られているが、東日本大震災以降、地域社会学会が見いだしてきた課題の一部もまた同様の地平を共有しているのではないかと。関連して、大会シンポジウムにおいて金菱氏（東北学院大学）からは、構造の外部・間あるいはゆらぎと向き合う文化装置が無い場合に、地域社会（学）はどのように対応するのかという問題提起があり、地域社会学の今後の課題が端的に指摘されたといえよう。そのような観点からみた場合にも、本学会は、流動性や周辺性、語られぬものやマイノリティに着目する意義について改めて考える好機となった。

1-6 自由報告部会 3-2 印象記

森久 聡（京都女子大学）

地域社会学会の先生には色々と世話になっているにもかかわらず、これまであまり大会に参加していなかった。さすがにそれでは失礼だろうということで大会に参加したら、思いがけず印象記の執筆を引き受けることとなった。そこで最近の研究動向を十分にフォローできていないのだが、自分なりに各研究報告の印象を書きたいと思う。

第一報告では、新藤氏によって「公民館」を指標にして平成の大合併による地域住民の社会生活の変化をとらえていこうとする試みが報告された。取り上げた事例は新潟県佐渡市で、平成の大合併の前後で公民館の数が増加している背景を読み解くものである。公民館の数が増加しているのはこれまで公民館としてカウントしていなかった施設を公民館とみなすようにしたという単純なものであるが、そのような処置をとった背景に、社会教育という枠組みから地域住民への行政支援を行う道筋があることを示唆する動きであると結論づけている。

この報告を受けてフロアからは、佐渡市では公民館に着目したことは適当かもしれないが、全国的にそれが通用するのか。すなわち、平成の大合併を分析するインデックスとしてどこまで応用可能性があるのか、という質問がだされた。またコメントとして、1970年代のコミュニティ政策のように行政と住民との関係性のなかで公民館の扱いが変わってくることから、公民館のようなケースについて、まだ全国的に体系的に整理されていないという課題があるという意見がだされた。

筆者が調査している瀬戸内海沿岸地域では寄合所や集会所は生活と政治双方において重要な役

割を果たす施設であったという。瀬戸内海沿岸地域と同じように佐渡にも年齢階梯制があったそうだが、それに関連させて、佐渡市では公民館がどのような社会的意味を持った存在であったのか知りたいと思った。

二番目の佐藤報告は、女性の労働環境を類型化したうえで広島県の市町の類型とクロスさせて、女性の労働環境の違いを検討したものであった。そして広島市、呉市、福山市の事業所で働く女性の個別ケースも踏まえて「地域差」を視野に入れる必要性を主張した。女性の労働環境をめぐる議論では、どの地域を対象にして、その地域でどのような産業に女性が従事しているのか、という側面を見て論じられていないという批判意識があるのであろう。

女性の労働環境の違いを類型を用いて説明する図式は分かりやすく興味深かったが、いくつか気になることがあった。ひとつは「地域差」という言葉の含意である。地域の違いが女性の労働環境の違いに影響しているという意図であるとしても、報告で示された議論では、女性の労働環境の違いは各産業特性とそれによる労働条件の違いが関係しているように思った。同じ産業で比較するといった整理が必要なのではないか。また、女性の労働環境の違いが産業の特性ではなく地域社会の特性によるものだとしても、広島県は積極的に市町村合併しているので市町村単位の比較分析は慎重になるべきだと思う。たとえば福山市は、農林漁業の地域と旧日本鋼管などの重工業地域と衣類などの軽工業地域といった特色を持つ旧市町村が合併している。最新の市町村単位の統計データを処理して類型を描いてしまうと、旧市町村が持っている特性や福山市が1960年代から重工業都市政策を進めてきたような歴史的な特性を捨象したかたちで福山市を特徴づけてしまうのではないだろうか。

三番目の上野報告では、近年、指摘されている「都心回帰」の社会的な動向について、東京・札幌の統計データを用いて都心部でのマンション建設がジェントリフィケーションにつながっているのか検証する報告であった。持ち家層と民間、公営の集合住宅の住民層の社会意識を東京と札幌を比較して描いていった。フロアからは、公営住宅といってもURが提供している集合住宅は民間のものと遜色ない水準であるが、それをどう考慮するのかといった問題提起がなされた。

そして次の丸山報告は上野報告を引き継いで、大阪市北区済美地区を事例にマンション建設が進むことによる地域社会の変化を捉えようとした調査の知見が報告された。この地域へのサーベイ調査による町内会への加入やご近所付き合いの結果、町内会長などへの聞き取りからマンション住民と旧住民の住民意識の違いや両者のかかわりの薄さを論じている。それに対してマンション住民が管理組合での活動を通じて地域社会の住民の協働に展開する契機がありうるのではないかと、という指摘がフロアから出された。また自宅（自店舗）兼マンションの場合、大家さんが代表して町内会に加入しているので入居者は町内会に加入しないマンションもあることを考えると、新住民のマンション住民と旧住民の町内会という単純な図式ではないと思われる。

上野・丸山報告がとりあげた「都心回帰」の現象は、いわゆる「住宅すごろく」のゴールである「夢のマイホーム」が〈一戸建て住宅〉ではなくなってきたことを示唆しているのかもしれない。かつてはマンションというのは「仮の住まい」であって、次に〈一戸建て住宅〉を目指していた。それが現在では、子供夫婦が同居したり相続するなどして〈一戸建て住宅〉を維持していく補償がないならば、たとえば札幌では雪下ろしのような重労働から開放されるように、年配者にとっても生活に便利な都心のマンションに住もうという意識を持つようになったのだろうか。

そして劉氏による第五報告では、中国の西安市における各「社区」において、高齢者がどのような社会福祉サービスや社会的支援を受けているのかを明らかにし、現在の中国における社会福祉政策の見直しを主張するものであった。劉氏の報告によると富裕層が住む社区は社会福祉サービスも充実した生活を送ることができ、富裕層から貧困層まで混在する社区では貧困層救済の募金活動などによって多少なりとも社会福祉サービスの機能が代替されているが、農村から移住してきた貧困層が集住するような地域では、社会福祉サービスからこぼれ落ちてしまっているという。

そしてフロアからは、農村戸籍を持った人が都市に移住した際に医療保険を継続して受けられないという問題をどう踏まえるのかという質問がなされた。ここでの質疑応答は、今後、この事例調査が示唆する論点や知見をクリアにしていくためには、特定の貧困層がセーフティネットの

対象とならないような現象が生じる制度的背景を押さえる必要があるということの意味していたように思う。

最後に不遜ではあるが、地域社会学会は欠席しがちな不良会員から若干の要望を付け加えておきたい。ひとつは、その研究が既存の研究のどこに接続するのか、明示して欲しいということである。おそらく都市・地域社会学を専門とする会員の方には容易に想像できる事柄なのかもしれないが、先行研究に言及した方がその研究の学的貢献や批判意識がクリアになって理解しやすくなると思う。また同様に学問的な問題意識だけではなく、その研究を展開する社会的な問題背景や社会的意義を示してもらいたい。私的な趣味嗜好で研究しているわけではないのだから、それなりに社会的な貢献可能性を示した方が、より緊張感のある研究発表と討論の場になるのではないだろうか。

1-7 シンポジウム報告

東日本大震災・福島第一原発事故の復興政策と住民 ——コミュニティ災害からの回復と政策——

山下 祐介（首都大学東京）

1. 東日本大震災・福島第一原発事故の復興政策に関する問題について

2011年3月11日に発生した東日本大震災および福島第一原発事故から3年を経過した。しかしながら、その復興について十分な見通しは立っていない。それどころか現行の復興政策が実現不能なままに事業化され、かえって正常な被災地の回復を阻害している現実がある。復興政策の早急な立て直しが必要である。

しかしながら、その被害の実態については、3年を経た今でも十分に明らかとはいえず、人々がどこでどのように亡くなったのかさえ十分に明らかではない。さらに原発事故は継続しており、被害は拡大過程の中にある。被害の実態解明や原発事故、防災対策の検証作業が不十分であるにもかかわらず、すでに復興政策の骨格が決定され、揺るがしがたいものとなっている。

それでもこの3年間、社会学の領域では、他分野と比べても、とくに震災フィールドワークが盛んに実施されてきた経緯があり、被災地・被災者によりそう知見が蓄積されている¹⁾²⁾。その中で明らかとなってきたのは、まず第一に本災害・原発事故の被害の大きさ、深さである。福島第一原発事故では、「自然環境」「インフラ環境」「経済環境」「社会環境」「文化環境」の五重の生活環境被害が生じているという指摘がある³⁾。津波被災地でも同様に五重の生活環境被害が発生している。

本災害・原発事故では、社会の一部が壊れたというのとどまらず、コミュニティそのものが、あるいはソサエティそのものが壊滅的な打撃を被った。このことを本稿ではコミュニティ災害、ないしはソサエティ災害という言葉で表す。そして本災害のそうした特徴を押さえることから、その対応としての復興政策が構築されるべきであると主張したい。

こうした地域社会の存続を揺るがす重大な事態に即して、これまでにない新たな手法で復興政策が組み上げられる必要があるが、そうした政策形成のために十分な取り組み態勢が確立されていない。それどころか不十分な態勢のままに、被災地の将来にとって重要な復興政策が早々に決定されてしまっている。

さらには政策・事業がきわめて単純化され、しかもいったん決定されるとその政策変更が難しいことから、被災者・被害者たちには、その政策に「のる」か、「のらない」かの二者択一が迫られており、政策は事実上そのうち「のる」被災者だけのためのものとなっている。政策の示す選択肢はあまりに偏りが大きく、受益者はきわめて限定的になる可能性が高いため、現行の復興政策は実態にそぐわないどころか、政策のターゲットにも問題があり、それゆえ何のための、誰のための復興なのかがわからないものとなりつつある。そして、ただでさえ今後の人口減少が予想されている被災地で、復興政策の推進が人口減少にさらに拍車をかけることになり、復興政策に「のった」受益者にとってさえ、今後計画通りに復興が進行するかどうかきわめて疑わしい状況にある。復興事業の推進が現場の回復過程を阻害し、また場合によっては破壊し、実

際の復興をはばむ可能性が大きい。

本報告ではこの点について、福島第一原発事故に関しては帰還政策に、また大津波被災地域に関しては大規模防潮堤建設問題に特に焦点を当てて、概観してみた。

2. 福島第一原発事故の復興政策

福島第一原発事故の復興政策は帰還政策の形で進行している。だが実際の帰還はきわめて難しいことが予想されている。またコミュニティ災害からの回復は、コミュニティが一体となって戻っていくことではじめて実現するが、現在の政策は除染とインフラ整備（加えて新産業による雇用の創出）を進めて帰還を促すだけで、コミュニティの再生は無策のままにある。事実上避難者たちには、「被曝を覚悟で帰還するか」「自力で移住するか」の二者択一しかなく、このままで行けば、自力で生活できない人々だけが帰還を選択し、多くの人々は本来「償い」であるはずの賠償を手がかりに、避難先で自らの生活再建を試みるしかなくなっていく。この政策はこうして、帰還するもののみを選別して事業の対象としながら、帰還できないものを復興政策から排除することによって、被災者支援策としての意味をなさない政策になっているが、問題はそこにとどまらない。もしこのままこのプロセスが進行すれば、被災自治体に残るのは社会的弱者だけということになり、自治体存続そのものが危うくなる可能性が高いからである。

3. 巨大防潮堤問題

岩手・宮城沿岸の津波被災地では、現在大規模な防潮堤の建設計画が進められている。その大きさから問題性が広く識者の間で指摘されている。

本震災からの復興における防災の考え方については、2011年6月25日東日本大震災復興構想会議「復興への提言～悲惨の中の希望～」が基本となってきた。そこには「減災」という考え方が取り入れられている。この議論に対し、中央防災会議は6月26日に中間とりまとめを行い、ここで「最大クラスの津波高への対策の考え方」（L2津波への対応）と、「頻度の高い津波に対する海岸保全施設等による津波対策」（L1津波への対応）とを区別する指針が示された。そして、L2津波に対しては「減災」で進めるが、L1津波については堤防などの「海岸保全施設等」による対策を引き続き行うことが示されている。

問題はこうして示された海岸堤の高さが、現地で行う復興対策のすべての前提となってしまったことである。それ故、「減災」を基調とした地域づくりは事実上「防災を前提とした地域づくり」に路線変更されてしまっており、L1津波への防潮堤による対応が金科玉条とされてしまった。加えてL1津波に対応する堤防と、L2津波の浸水地との空間が、盛り土かさ上げなどの対応がない場合、災害危険区域（建築基準法）として指定され、住居の建築を制限することとなった。今回の復興事業は2015年度中の完成が必要となっており、土地がなく、住宅密集地をかかえる被災地（都市部）にとってはきわめて実現の厳しいものとなっている。巨大防潮堤を前提にした地域づくりには、次のような問題を指摘できる。①巨大防潮堤建設をめぐる様々な現実的制約の存在、②政策内不整合の存在、③防災政策としての矛盾。

防災を絶対視することで、津波被害で痛めつけられているコミュニティの再生を阻害して減災を担う主体そのものを破壊し、場合によっては防災で守るべき社会さえ解体させてしまう、そんな矛盾さえ、巨大防潮堤の強要ははらんでいる。

こうして現行の復興政策は、公共事業としても、防災事業としても成立せず、それどころか復興政策を進めるほど地域社会は破壊され、人間の暮らしの復興を阻んでいくという悪循環のプロセスに陥りつつある。

4. 防災至上主義と復興至上主義の生成とその回避のための条件

以上、問題点を抽出すれば、次のように整理することができる。復興をめぐる、ある方向性のみが過度に強調され、そのことを軸に政策が偏向して構築されることによって、現実の復興そのものに障害を来すようなプロセスが生まれている。ある側への政策偏向が、本来できるはずの別の政策形成を遮っており、コミュニティ災害による深い傷を復興事業そのものが押し広げ、コ

コミュニティの存立条件をさえ破壊して、コミュニティの崩壊、さらにはこれらのコミュニティをもとに構成されていたソサエティの解体をも帰結する可能性がある。結果として復興事業が復興を妨げ、むしろ被災地を破壊しつつある。

問題は、こうした状態がなぜ起きたのかである。いずれの災害においても、多くの人が、「ボタンの掛け違い」と表現する。ではその掛け違いはどのように生じたのか。社会学的には、この震災を前にして生成したある種のパニックを読み解くことで理解可能なものと考えられる。

東日本大震災・福島第一原発事故は、その強い衝撃が日本人全体に心的パニックを引き起こした。それは国民のみならず、政府関係者や関係省庁においても同じであった。だが、その時期に今の復興政策の方向性は決められてしまった。

かたや何が何でも被災地に急いで帰って復興せよという「復興パターンリズム」が現れ、他方で何が何でも津波から命を守れという「防災パターンリズム」が生じて、復興の方向性を強く規定してしまった。このうち防災パターンリズムについては、その後、南海トラフ地震の予知などを通じて、太平洋に面する多くの自治体が戸惑いをもって直面しつつあるものでもある。

この状況を回避するために、いったい何をどのように考えていく必要があるのだろうか。

第一に省庁間の関係を越えた総合政策の形成が可能になること。第二に、国、地方自治体、住民の関係が適正なものになること、要するに自治が形成されること。第三に、科学の政策への適切な応用です。ここでは、これらをふまえて、次の3つの条件を示す。

第一に、今回の被災地において生じている二つのパターンリズムがもたらす罨を、多くの国民がこの事態を十分に理解すること。

第二にそのためにも、適切で合理的な判断ができるよう、政策形成の場を、様々な人々の声に耳を傾け、また多様な科学領域と自由にコミュニケーションできるものにすることが必要である。

そして第三に、住民の意向が政策形成にきちんと生かされる仕組みを再建しなければならない。しかしまたこの問題は、一筋縄ではいかない複雑な困難性を抱えており、とくに国の財政で行う復興なのだから、国民全体のためのものでなければならないという論理さえ働いている点に注意したい。

なぜこうした錯綜した事態が生じるのかを考えたとき、そこには現行の制度における、住民と土地、自治体の関係に何らかの根源的な欠陥があり、その欠陥が、こうしたコミュニティ災害が生じたことで、新しい状況がもたらす圧力に耐えきれず噴出してしまったのだということができそうである。

いまや国の進める復興政策は、その財政的根拠をもとに、人々の流動性の事実をふまえて、コミュニティの解放化を要請する、そんな事態が生まれ始めているかのようである。今のままの政策が展開すれば、この地のコミュニティは政策の介入によってその殻を壊され、そこに根ざす資源の全面解放化を余儀なくされるだろう。そして原発事故地は世界でも数少ない放射能汚染地域であり、また太平洋沿岸の被災地は有数の漁場と港を抱える地域であったから、その利権を、災害前にそこにいたからといって、その人々だけで占有しているのはおかしいことであり、広く国民全体にその利用は認められるべきだ——そんな議論さえ起き得るのかもしれない。

コミュニティの環境条件を整え、そこに暮らす住民を統治し、法人や組織の作動を実現し、社会参加や自治を促して、より広い社会に人々をつないできたのが自治体であった。地方自治体はだから、決して国家の行政末端機構ではなく、そこに暮らす人々から見れば最小限の社会（ソサエティ）である。だが今回の復興政策はもしかすると、コミュニティを解体し、住民を雲散霧消させ、自治体の崩壊をさえもたらす結果につながりつつあるとも読み取れる。

土地、自治、住民に関わる制度的な関係が、国民・国家やグローバリズムの変化の中で実態に合わなくなり、矛盾を露呈し始めていること、そこに潜む何か十分に見えていない欠陥が表面化してきていることを示している。こうして東日本大震災・福島第一原発事故をめぐる事態は、既に災害・事故が収まっているとは言い難く、いまだに矛盾を広げ、新しい問題が展開を提起している状況にある。

註

1) 日本社会学会『社会学評論』編集委員会, 2013, 「特集「東日本大震災・福島第一原発事故のフィールドを読み解く」によせて(解題/参考文献)」『社会学評論』第64巻第3号、330-341頁.

2) 「研究成果一覧」『災後の社会学』vol. 1 (震災科研プロジェクト2012年度報告書)、科学研究費補助金(基盤研究A)「東日本大震災と日本社会の再建—地震、津波、原発震災の被害とその克服の道」.

3) 船橋晴俊, 2014, 「「生活環境の破壊」としての原発震災と地域再生のための「第三の道」」『環境と公害』岩波書店.

1-8 シンポジウム報告

原発防災体制の構造的欠陥を乗り越えようとする減災サイクル論は成り立つか?

～「UPZ・30km圏の避難(認知行動→生活)」をめぐる～

大矢根 淳 (専修大学)

はじめに.

今大会二日目午後のシンポジウム・第二登壇者として私に与えられた御題は、「東日本大震災の復興に関して、特に原発防災について、その震災前の防災体制のあり方を踏まえて、批判的に検討を加える」というものであった。これに応えるには、異なる位相のいくつかの論点・出来事を繋げるロジックを示すステップを踏まなければならない。そこでここでは、今回の原発災害の、①原発防災システムの綻びの一側面を指摘すること。次いで、②今回の原発災害後、原発防災が新たなフェーズに突入したことを示して、③そこにおける実質的な原発防災のあり様を提案すること、とした。

自然災害対応の防災行政の現場での参与観察を経て、この10数年、新たに参与することとなった原発防災行政の現場での知見に基づき、今回の御題に応じていきたいと思う。

3.11 前：原発防災体制(防護対策実施)の構造的欠陥

1999年9月30日に発生したJCO臨界事故を契機に、同年11月には原子力災害対策特別措置法が制定されて、以降、これに基づき毎年秋(9月30日付近で)、原子力総合防災訓練が実施されてきた。同訓練は毎年、全国の原発の回り持ちで行われ(3.11の直近では、2010年10月の浜岡原発@静岡県)、原発近くに設置されたオフサイトセンター(緊急事態応急対策拠点施設)に関係者が参集して、事故対応がシナリオに基づき実動型で実施されて来た。訓練の概要は、事象・事故の覚知と防護対策の実施、その広報などで、おおよそ以下のような体制・進行となる。

現地オフサイトセンター内の大部屋には、機能班と呼ばれる専門担当者の集う島(会議スペース)が設けられ、そこで各機能班毎、各種情報を収集・分析する。機能班には7班あり、まず、プラント班で原発内部の状況が調査・分析され、そこから放出される放射性物質の拡散状況が放射線班において大型コンピューター(SPEEDI)を用いて算出される。そのデータは住民安全班に届けられ、ここに集う地元自治体・消防・警察などが要避難の区域割りなどの避難計画を練り上げる。一方、プラント内の被曝者・怪我人さらには一般住民の被曝に対応する医療班があって、治療・搬送、ヨウ素剤配布などを検討する。これら機能班の検討結果を集約して議論し、意思を統一して対応するために総括班がおかれていて、総括班の指揮のもとに各機能班の代表者が適宜集められて会議が行われ、その結果は広報班によってプレス発表される。各機能班や代表者会議の作業を円滑に進めるために総務を担う運営支援班が置かれている。

進行シナリオとしては、施設内の異常事象が覚知されて原災法10条状態と呼ばれ、非常参集職員が各機能班で作業を開始するが、その後、サイト内の事象が悪化して放射性物質が施設外に放出されることとなり(原災法15条事態)、これに対して内閣総理大臣の緊急事態宣言が発せられて周辺住民に避難指示が出される。住民には防護対策が実施される。防護対策には屋内退避、コンクリート屋内退避、避難の三種があるが、放射性物質を遮断(被曝防護)するには木・紙では不可能なので、実際にはまずはコンクリート製建物(自宅から鉄筋コンクリート製の公共施設など)へ

の退避が行われ(その後、域外への脱出・避難)、合わせて同物質の体内への流入を防ぐ措置が講じられる。

さて、JCO 臨界事故以降、10 年ほど、こうした実動訓練が重ねられてきたところであるが、その時点では原発防災業界にはもちろん住民被曝対応事例がほとんどないので、事態の推移・対応の具体的なイメージはない。そこで、原発事故の各時期・事象を分節化して把握し、自然災害対応の先例に学ぶこととなった。また、1995 年の阪神・淡路大震災後、このような激震が原発を襲ったら…、との発想から、2 年間の検討を経て『緊急時の人間行動－原子力災害に備えて－』が制作・刊行されていて、原発災害対応要員の研修テキストとして使われて来た。そして、自然災害対応の防災訓練の企画・運営・評価に関わる面々が、上記の原発防災訓練の評価に参加することとなった。そこでは様々な問題点が指摘されたが、それらが未改善のところ東日本大震災が発生した。

ここでは紙幅の都合上、その問題点の 2～3 を挙げておくことにする。①原発立地周辺集落で避難誘導の主力となるべき消防団、民政委員、保健師ら原発素人は訓練メンバーから除外されていた。これが指摘されると伊方などいくつかのオフサイトセンターでは、消防団までは参画することとなったが、それ以外は未だ対象外。リスクマネジメントの研究実践領域では、マルチステークホルダー参画型で検討することが基本となっているところであるが…。そして、②屋号・地名・集落俗称さらには集落の地域権力構造に不案内の国・県からの出向職員が、地図上に避難エリア・順序を線引きし、その結果を、さらに地元諸社会関係に無知な東京の原子力災害対策本部(@経済産業省 3F)に送付して判断を仰ぐという、その非現実性が指摘されると、現場への権限移譲を図ることとして、霞が関では上げられてくる決定事項を疑義なく承認することとした。また、③10 条通報の段階ではその対応作業のみが行われ、15 条状態への対応は、放射性物質拡散の SPEEDI 情報が上がってくるまで考え始めない。このことが批判されると、10 条段階で 15 条の対応の(内閣総理大臣の緊急事態宣言下の)避難指示の内容検討を始めることとした。原発災害は起こらない(多重防護)、起こっているのは特定事象(サイト内のデータ異常)であるとの認識で、その事象にのみ適宜対応するものとして、原発防災はシステム化されていた。したがって、「避難」に関しては「(避難)行動」のみが扱われ(その後はすぐ帰宅できることとなっていて)、「(避難)生活」に接続・移行するという認識は、決してもたれることはあり得なかった。

3.11 後：EPZ・8－10km から UPZ・30km 圏へ

そこに F1 事故が発生した。これにより原子力カムの構造改革(一機関が推進・規制の両機能を担うこと、縦割り行政の弊害除去を睨み、原子力安全・保安院、内閣府原子力安全委員会などが廃され原子力規制庁、原子力規制委員会が新設：傍点は俗称・呼称)が行われ、合わせて UPZ:30km(Urgent Protective action planning Zone：緊急時防護措置準備区域)が設定された。後者について言及しておこう。

この UPZ・30km 圏設定によって、二つのことが露呈した。一つは住民避難不能事態、もう一つは、原発再稼働の実質的不能事態である(はずであるが、これを可とするレトリックがあるようである)。

介護保険制度の普及により家族自身では屋内移動・屋外搬送できない多様多数の要介護者が現存する。介護者・バス運転者は実質的に不在(災害対策要員として拘束されている者以外は、避難指示(命令)に従わないと罰せられる)であるから、避難指示(命令)が出されても残存する(せざるを得ない)多数の家族が現出する。こうした実質的な避難対応要員の需給環境・法制度上の規定を勘案せず、要搬送人数・対応者(車)数の机上(平常時)の算術で、防災対策は講じられたこととされている。自然災害対応の現場では、こうした過誤を未然に防ぐため、シナリオ型被害想定の手法が一般的となっているが、原子力防災行政では未採用(実動訓練はマニュアル作動確認訓練どまり)である。

また、UPZ・30km 圏は他道府県に跨ることとなった。再稼働には、地元(or 立地/所在)自治体の同意取り付け(「安全協定」の締結)が必要とされている。EPZ・8－10km が判断の枠組みであった当震災以前は、この領域には一つの自治体しか存在しなかったが(電源三法と引き換えに同意取り

付け済)、現況の UPZ・30km ではそれ以外の多くの自治体の同意を要することとなりそうだ。この同意取り付けは、原発立地自治体のみでいいのか、避難対象の 30km 圏内全自治体になるのか、揺れているところである。

そのような中で、例えば石川県の志賀原発の場合、UPZ・30km 圏内の 8 市町・15 万人の域外(他県)避難が検討されることとなり、県防災会議・原子力防災対策部会では二つの大きな問題を抱えてしまうこととなった(他の全ての原発立地・周辺自治体でも同様)。一つは、上述の避難不能・拒否世帯の問題。このことは同時に、30km 圏外の他自治体で、不断・普段に、通常の域内需要をはるかに超えた医療・福祉施設を準備して待機し続けなくてはならないことを意味する。どの自治体もそのための財源はない。

もう一つは、30km 圏内・立ち入り禁止区域の設定により、能登半島が分断されて奥能登が孤島化すること。これを受けて多くの避難予定者が「北に向かいたくない(金沢のある南部に向かいたくない)」と当該首長自身の発言として意思表示したことで、新南北問題が発生して来てしまった。

フクシマ被災対応の教訓を原発防災ガバナンス(減災サイクル論)へ昇華させる

さて、それでは、フクシマ被災対応の教訓を全国各地の原発防災に資するには、どうすればいいのか。そこではまず上記のように、①現行体制(&その構築の認識枠組み)の誤謬を見定め、②フクシマ被災対応・克服の履歴・課題を共有した上で、③「事前復興」概念を包摂する減災サイクル論を検討していく必要があると思われる。①は簡略に上述、②は社会学系 4 学会連合の研究実践を参照いただくこととして(今大会では、「(第三の道としての)超長期的退避」概念が導出されてきている)、ここでは③を概略しておきたい。

阪神・淡路大震災の復興(特に、復興都市計画事業≡区画整理&再開発)の現場に研究実践として対峙した都市計画家が、当時、現場の難しさを内省して「事前復興」概念を提案した。彼らは、「災害が起こる前に考え準備しておくことは、事後の都市復興における迅速性・即効性を確保するとともに、諸施策・計画の総合性とその過程での住民参加をより実効性のあるものにするはずである」とする「事前復興」概念を一つの仮説として提案し、これを包摂した「震災復興まちづくり模擬訓練」(例えば東京都豊島区上池袋)を実現して回を重ね、実効性のあるものにしつつある。これに倣えば、原発被災地におけるこの度の諸事象・諸対応を、未原発被災地では学習しつつ、事前の対応として検討し始めることができる。

その際には、上述・消防団のような、当該事象対応に不可欠なステークホルダーを適確に位置づけることが肝要で、したがって、その検討の舞台・領域は必ずしもオフサイトセンター内ではなく、その下部の地区(集落)単位で良いことになる。そこでの検討結果は適切に首長レベルに採択してもらうこととする。折しも 2013 年 6 月末、災害対策基本法が改正されて、このような地区防災計画の検討・策定が公式に認められることとなって、首長レベルで策定する地域防災計画にそれらが適切に位置づけられるべきことが明記された。その第一号が、岩手県大槌町安渡町内会の安渡地区防災計画である。この枠組みに則り、このような先例に学べば、地区毎に原発防災の検討を始めることができる。白亜の殿堂・密室のオフサイトセンターでの非居住者・出向職員らによる机上の空論に盲従させられるのではなく、客体としてではなく主体として、生活者自らが原発避難体制の構想に参画すべきだろう。その手法、概念枠組み、法的後ろ盾は揃いつつある。

災害対応から復旧・復興、そしてその延長に位置づけられる防災対策までを、一つの円環の中で統合的に捉える「災害サイクル論」は、そもそも、そこに主体的に参与するボランティアによる、かけがえのない最後の一人にまで真摯に対峙するというスタンスにその構想の端を発し、ボランティアが主導する内発的な「もう一つの社会」構築の回路を構想するリベラルな防災社会構築論として醸成されてきたもので、これが「減災サイクル論」として定式化されてきたという経緯がある。原発防災を、フクシマに学びつつ減災サイクルとして、マルチステークホルダー参画型の地区防災計画策定として、その認識枠組みと道筋を提案することとして、本稿を閉じたい。

1-9 シンポジウム報告

震災メモトモリ—不可視な隣人である“生ける死者”と回路を紡ぐために

金菱 清（東北学院大学）

1. アプリオリな「地域社会」と課題ごとに浮かび上がる地域社会

私は会員ではないので、シンポの副題には、地域社会学を考えるという酷なタイトルとなっています。ややこの問いに答えるために迂回してお答えしなければなりません。雑感的に言えば、従来の地域社会学は、何か前提となる対象が予め決まっています、それを分析することに長けているのではないかと。私の役割は地域社会学に3.11の震災を契機としてこれまであまり対象に入らなかった方法論を用いることで地域社会学の問い、すなわち方法的に異なるアプローチをとることで対象そのものが違って見えてくるのではないかとという狙いをもって報告させていただきました。

3.11の震災以降、毎年1冊ずつ本を仕上げきて、この3年間の成果をまとめた『震災メモトモリ』（新曜社）という単著をだしました。この「震災メモトモリ」という“死者を想え”というラテン語がひとつの切り口となって地域社会学に対して問題提起をすることになると考えています。

2. 根源的な問いにぶつかる

3年間いろいろな被災地のいろいろな声を聴いてきましたが、遺族の人に残された問いは、果たして私の愛する人はほんとうに逝ってしまったのかという問いかけです。とりわけ、行方不明者の人にとっては「（自分がこれから）自殺するとあの世で母や息子と暮らせないから、誰か崖から突き落として（殺して）くれないかな」とか「今日は息子と母の一周忌法要。遺体すら見つからないのに一周忌法要をしなければならなくて、正直今も戸惑って受け入れられない自分がいます」というつぶやきです。なにげなしにこのことにぶつかったのではなく、『3.11 慟哭の記録』（新曜社）の本を編纂するにあたって考えさせられた問いになります。その本の編纂にあたっての過程をさかのぼってみます。

3. 『3.11 慟哭の記録』のプロセス・結果・分析

阪神淡路の際は、阪神高速の倒壊や長田の火災の映像に隠れていて、人類史の震災誌がありませんでした。1か月後には等身大の当事者の記録を集める作業を始めました。本の制約上71人からこの大震災の裾野の広さと出来事の深さが見て取れる仕掛けを作りました。50万字超える文字、540頁もの分厚い記録本になりました。ただ、これは単なるエスノグラフィーに留まらないものがありました。本ができてさまざまな取材のなかで、「聞き書きすることと本人が書き記すことの違いは何か」という問いかけです。

被災者とくに亡くされたご遺族の方に聞くと、津波で亡くなったのは“自分の責任だ”という感情を持っています。いわゆる「強迫自責」や「サバイバーズ・ギルト症候群」といわれる症状です。それに対して、慟哭の記録本は、5W1Hということを大切にしたので、被災者自らが大災害で経験した事柄について事実をもとに書き綴っていく手法です。それで書いた状況を聞いてみると、夜や職場で終わってみんな帰ったあと一人で書いているし、何度も推敲を重ねていくことがみえてきました。反芻性と客観性を得ていたのです。そのなかで、「気持ちが整理できた」とか「どこか肩の荷がおりた気持ちになった」という感想でした。

一般的に書くことや第三者に話すことは、カウンセリングという心理療法を含めて健康増進やストレスの低減につながるということが知られています。ただし、カウンセリングとの違いについては、現場が回答を示してくれています。多くの遺族がカウンセリングに行かないし行きません。カウンセリングに対して、忌避や抵抗を覚えているケースがあります。ひどい場合には薬漬けの実態があります。精神安定剤は、身体は楽になれるかもしれませんが、そんなことをしても家族は戻ってこないのだから心と体のバランスが崩れていきます。ではなぜ遺族はカウンセリングにいかない

のか、それに対して典型的な遺族の反応としては、「この痛みをカウンセリングに行って治してしまったら、その悲しみも苦しみも消えてしまうんじゃないかという気持ちがある。でも私がすっきりしたら、お父さんを忘れてしまうことになるんじゃないですか。この痛みを消したいし逃れたい、そうならなきゃいけないってわかっているけども、それが罪悪感になったりする」とおっしゃいます。ここからわかることは、死者を置き去りにした解決策に“抵抗”されていることが見えてきます。

震災メメントモリと名付けているのは、この本が当初の意図とは別に遺族に別の形で用いられていることを指摘しておかなければなりません。たとえば、書いた人は、「いつでもこの本（記録）を開いたら生きている」とか「本だったら（息子が）生き続けることができる」ということを話しています。つまり、書いて残す方法は、残された遺族がこんなに心配し愛していたことを刻みつけておく死を刻み付けておくメメントモリなのです。したがって、遺族の心の痛みは、消し去るべきものでなく、むしろ抱き続けるべき大切な感情だということが見えてきます。これを私は「痛み温存」法と名付けて心理カウンセリングに対して明確な違いをだしました。

4. 地域社会学に積み残された「死者」の課題

さて、本題の地域社会学に入っていくわけですが、上記は、個を対象としたものですが、心理学ではありません。一方地域社会学はコミュニティという地域を対象として扱ってきました。今回の震災で取り組んできたことは、偶然なのですが、カッコつきの「死者」を扱ってきたのです。通常死者は宗教学の対象ですが、これは死者そのものを対象とするので、今回の震災は行方不明者を考えてもこのカッコつきの死者はなかなか扱えません。私はこの心理学や地域社会学、宗教学のちょうどエアポケットとでもいえるところに立たせていることに途中で気づき始めました。すなわち、ここで対象を切るためには、方法論を生者や死者からカッコつきの死者というアプローチから対象を切り開く展開に舵を切り始めました。すなわち、カッコつきの死者からみた場合、社会学や地域社会学が何を見落としているのかということが逆に見え始めてきました。

さまざまな文献でやや強引にまとめると、死者そのものを彼岸、あちら側に祀ることで此岸、こちら側のリアリティを醸成させるというものでした。ここには奇妙な棲み分けがあって、あちらの世界は、宗教学で死者は地域社会学の“対象外”として扱うことですっきりしたものになるというものでした。それはおそらく現場との緊張感がそのような限界を生むのだらうと思います。今回の震災と阪神との比較を考えると9割以上の方が圧死という有無を言わせない死を経験した阪神に対して、3. 1 1は到達までの時間何をしていたのかが問われ、遺族の人が常にタラればの世界に置かれる状況を作り出します。たとえば、昼だったので仕事に行っていたとか、プレゼントに水を吸うジャンパーをお父さんに渡していなかったら、生きていたのに……。ほんとうは死んでいなかったのではないかという思いがあります。悪循環に陥ってしまうと、死を受け入れない遺族とそこで浮かばれない魂の問題が宙ぶらりんにさらされます。その処方箋が地域社会や遺族にとって喫緊の課題となります。

行方不明者も含めて生者でもなくかといって死者でも扱われない「中間項」がかなり今回の震災で開かれた状態にあります。ここで宙ぶらりんになった彷徨える魂はフロイトの「強迫自責」となって遺族である個人を追い込み、自殺やアルコール依存症を併発させます。ここに対処できる方法論を模索することが求められるわけです。地域は無力なのではなく、現場ではこれにきちんと対処しているコミュニティもあります。それを次に紹介していきます。

広範囲に及ぶ被災地を津波がよくやってくるのか、皆無なのかという経験軸でわけると、南三陸町を境にして北が常襲地帯、南がめったにこない非常襲地帯ということになります。それに社会側もある程度対応の是非が分かれています。よく津波が来襲する気仙沼唐桑では、百日供養という形で浮かばれない魂が供養され浄化されました。今回初めてのことでありません。浮かばれない魂を浄化して浜を清めて初めて海に出漁できる浦払いがありますが、唐桑は海難事故や過去の津波でもたびたびこの技法が用いられ、津波図にも3. 1 1の際にも同じ形式であることがうかがえ、今回の千年災禍が初めてでのことではなく、同じであることを地域社会として、遺

族として納得させる技法を発達させてきました。これはこれでよいのです。問題はこのようなことが初めての非常襲地帯の処方箋ということになります。

非常襲地帯に位置する仙台市のお隣の名取市の閑上がこれに伝えてくれます。ここは1000年ぶりの津波襲来なので経験上唐桑のように参照とすべき文化的社会的装置が存在しません。そのなかでどのような形で彷徨える中間項の魂を慰撫するのかということが問いになります。閑上の箱塚桜仮設住宅は仮設に移った段階で自治会を立ち上げ、自治会の目標として阪神淡路の経過をずっと新聞記事などで追っていた自治会長が孤独死・自殺の防止を最大の目標に掲げました。そのなかで失業保険が切れたあたりからゴミを調べて一升瓶や焼酎瓶などが増えていることを発見します。すなわち普通のコミュニティとしては過剰です。それを“過剰な”コミュニティと呼んでいます。なぜこのような過剰性が生まれたのかということが気になりはじめました。それが取り分けて3つの取り組みになります。

1つ目は被災地ツアーです。ふつう被災地ツアーは東京や遠隔地の人が教訓目的とお金を地元にとすために訪れることを指しますが、ここでの取り組みは、仮設住宅はどこも辺鄙なところにあり買い物に不便です。そこで自治会は借り受けたバスで割と近くにあるイオンモールに連れていったのですが、若者にとってすごしやすいところにあるので3時間の自由時間をとっていても30分もすればベンチに座って暇を持て余していました。そこで困った自治会は一度津波で流された自分の土地である閑上を訪れてみようという提案をして実行されました。バスで訪れ、小高い日和山にのぼり、お互い肩をたたきながら「〇〇さん死んでしまったよお」「おらいの家もうねえだあ」といって全員で泣きました。これは死の共有化という点で大きい出来事でした。そしてこの偶然の取り組みは隣町に出かけいたりもしました。これは自分たちだけでなく、他の地域も壊滅状態であることを認識させ、仙台空港など目標を持てば早く復興が達成されることが目で見てわかり、自分たちも意思を強くすることに繋げていきました。これが自治会自身による被災地ツアーです。

2つ目は自治会主催の慰霊祭です。みんなで故郷などの歌を歌うことでこれを亡くなった人に対する悲しみを共有化することにつながっていきました。

3つ目はかなりユニークな取り組みですが、自治会で居酒屋を始めました。普通カウンセリング的に言えば飲んではだめです。ところが自治会の発想では亡くなった人がいるなかで飲みたい気持ちもわかるという立場をとります。しかし人で飲めば際限なく明け方まで飲んでしまう、だがみんなで飲めば楽しんで飲めるということを考えました。これはターゲットが明確で、高齢者の男性です。お茶会を開いても俺がいけるのかという態度を示します。行っても部屋の外か端っこでいるだけです。でも自殺やアルコール依存症がもっとも危険なのは男性なのです。しかし飲むものは仕方ないので、過度な飲酒でなければむしろ飲ませるべきという立場をとった取り組みなのです。

以上3つ簡単に紹介しましたが、最低限いえることは、個人の哀しみは、魂の不安定につながるけれども、浮かばれる魂の処方箋としては、集団の哀しみは、魂の安定につながり、そのことによってこちら側の生の安定が得られやすいのです。

すなわち、これらの取り組みは進行中の震災関連死に対処した彷徨える魂に対応したコミュニティの高まりなのです。そのバリエーションの極限を示したものだと言えます。浮かばれない彷徨える魂は、遺族などの「個人」に負わされやすい性質を持っています。すなわち、生死の駆け引きが個別取引に取り込まれたときに相対的に弱いのです。死者の方が完全に強い。その取引の主導権をいったんコミュニティ側に引き受けてもらうための保護膜がコミュニティの過剰性なのです。

以上、このように3. 11後の世界を見てみると、カッコつきの死者から見えてくるものがあります。ただし従来の地域社会学は、いわゆる生者の生活圏を対象とし、もちろんそのなかで死者を扱いますがそれは決まったこちら側のルールで、死者は依然として生者の生活圏とは別の空間を保有し独立して権利を保障されています。ところが、今回見えてきたのは、生を突然中断された死者は地域のルールを侵犯せざるをえないことがみえてきました。若松英輔さんはかつつ

きの「死者」を不可視な隣人である“生ける死者”と呼んでいます。両義的な死者を取り込むことによって、地域社会学が対象とすべき分析が変わってくるとともに、人々が切実に考えている問いに対する実践性を含んでいることを言っておきたいと思います。

1-10 シンポジウム 印象記

小林 秀行（東京大学大学院）

1. 概要

第39回大会シンポジウムが「災害復興のビジョンと現実—ポスト3.11の地域社会学を考える」という題目で開催された。本シンポジウムは、昨年度を通じて議論された、地域社会学が東日本大震災にどのように関わるのかというテーマから発展し、震災から3年を経て、震災経験が地域社会学のこれまでの理論・分析枠組みにどう再検討を求めたかというテーマで、3名の報告者による問題提起を中心に、厚みのある議論が行われた。各報告内容については、報告者ご本人の記事を参照する事とし、ここでは簡単な紹介に留めたい。

第1報告の山下祐介氏からは、原発事故および防潮堤建設を巡る復興政策を事例に、震災から間もない段階で作上げられた復興スキーム、「復興パターンリズム」と「防災パターンリズム」が復興の方向性を強く規定したために、被災地を破壊してしまうような復興政策が生み出されたことが報告された。さらに山下氏は、この復興スキームの動きを地域社会的に捉えるならば、我が国が抱えてきた統治と自治のあり方についての矛盾が、今次震災がもたらす圧力に耐え切れず噴出したといえる指摘した。

続く第2報告では、大矢根淳氏からは、1999年のJCO臨界事故から今日に至るまでの原発防災体制を見渡すなかで、UPZ:30km(緊急時防護阻止準備区域)の設定は、既存の体制から表札をすげ替えたにすぎず、法制度上で逃げ方と避難生活が規定された、実効性の無い避難体制という課題が依然として残されていると指摘した。そして、原発事故対策においては直後の避難と、その後の中長期的な避難生活が連続的に考えられるべきであり、仮設市街地構想のような法制度の弾力的運用によって、状況に見合う適切な原発避難行動を行えるようにする必要がある、という提言が行われた。

第3報告の金菱清氏は、生者の生活圏のみをみる地域社会学には、震災における「死者」への視点という課題が残されているのではないかと問題提起から、死を受け容れられない遺族が、震災の経験を文章化していくなかで反芻性と客観性を獲得していったという事例を報告し、死者への「痛みを温存」することの重要性を指摘した。さらに金菱氏は、このような未だ彼岸に送られてきていない魂を沈め、生者の生活圏に生き残っていることを位置づけることで、災害後も積極的に生き続ける主体として再定位する機能を持つ、「“過剰な”コミュニティ」の可能性を論じた。

その後、討論者である高橋誠氏からは、2004年のスマトラ島沖地震におけるバンダアチェの復興過程が、東日本大震災とは対照的に「とにかく戻る、そして住みながら直す」という動きとして表れたことを指摘し、復興において国と地域それぞれの限界はどこにあるのか、その調整はどう行われるべきかという問題提起が行われた。また、玉野和志氏からは、本シンポジウムのテーマに対する1つの解答として、阪神・淡路大震災の頃と異なり、研究者が現場の実態から政策を提言していくという、アクション・リサーチ的な調査が一般的となり、その成果を地元なりに還元していく動きが出ていることをもって、地域社会学が堅実に蓄積を重ねてきた成果であるという考えが示された。一方で玉野氏は、船橋晴俊氏の発言をひき、現場からの提言を本当に政策化するところまで進めようとするのであれば、これまでの調査スタイルから、更に具体的、実践的なアクション・リサーチへの転換が必要であるという課題点を指摘した。

2. 並列化する「復興」と「減災」

さて、本シンポジウムでの議論を、ひとまず減災サイクルから整理してみたい。大矢根氏が減災サイクルの概念を提示したように、防災は「減災」「事前準備」「災害応急対応」「復旧・復興」という4つの局面を繰り返しながら、社会から災害による被害を低減させていく過程として捉えることが出来る。なお、災害社会学においては減災(もしくは災害)サイクルの概念について

諸説があるが、ここでは大矢根氏が参照する林春男氏の概念図に従うものとする。

各報告をこのサイクルに当てはめると、山下氏の問う「復興パターナリズム」に対抗可能な自治と、金菱氏の問う「“過剰な”コミュニティ」の形成による「死者」の再定位の必要性についての指摘は「復旧・復興」の局面に位置づけられよう。対して、大矢根氏の問う中長期的避難生活までを捉えた制度の弾力的運用、そして、山下氏の「防災パターナリズム」に対抗可能な自治の必要性という指摘は、次の災害に向けた防災計画を巡る問題として、「減災」の局面に位置づけられよう。付け加えるならば、巨大津波想定(いわゆる L2 津波)への被災想定地域の防潮堤問題も、「減災」に位置づけられる顕著な例といえよう。

この整理から明らかになるのは、東日本大震災を契機として被災地内外で、「復興」と「減災」が同時に進展しているという点である。大矢根氏は、「起こってしまった事を正面から受け止めて、次に準備していくために、災害の経験をフィードバックしていく機能が、社会に備え付けられていない」ことを指摘しているが、まさに十分なフィードバックのないまま、「防災パターナリズム」が全国的に展開しつつある現状が、この整理からだけでもみてとれる。東日本大震災の冷静な振り返りを踏まえ、かつ、各地域の実情に即した「復興」、そして「減災」のあり方が再考されるべきであろう。

3. 地域の主体性への問い

本シンポジウムは、このような並列化する「復興」と「減災」への対抗として、地域の自治、地域の主体性というものが、改めて問い直された場であったように感じる。自治、つまり地域をどうしたいのか、そのために何をするのかを決定する主体は地域であり、研究者はその決定をするため、もしくは決定に向けた議論を補佐するものでしかない。それぞれの地域の解答は、それら資源を利用し、地域自らが獲得すべきものであろう。

しかし、議論からはそこに二重の障壁があるように思える。1 点目は、依存の問題である。玉野氏の、「実践(的研究)の結果として、現場、地域の人々が動いていかなければ動かない」ものであるという指摘も示唆するように、地域に行政・専門家への依存がある場合、研究者の側が実践的研究を通じてどのように働き掛けようとも、地域には内発的動機が生まれず、研究者が地域を離れると同時に地域の動きも停止しかねない。

2 点目は統治の問題である。山下氏が、「現代日本は生活環境が大きくなりすぎたがために、ある地域が自治でこうすると言っても、統治がこうと言えそう(統治の意見に)になってしまう」と指摘するように、地域がどれほど自治を行おうとも、それが統治の側で汲みとられないという自己決定権の剥奪は、地域から自治への動機を奪い去ることとなる。地域の自治は、このような二重の障壁の中で、地域の主体性をどのように形成し、維持するかという問題であると読み替えられるのではないだろうか。

4. 価値観の対立を超えて

このように、災害社会学と地域社会学の両者から本シンポジウムを捉えてみた時、災害を巡る自治という問題の特殊性に気づかされる。災害を巡る自治は、統治と自治、つまり権力と反権力という社会学の伝統的な構図と同時に、地域を構成する住民同士の多様な価値観をどのように調整し、地域独自の解答を獲得するのかという合意形成が重要な課題となる。より具体的に言えば、山下氏の報告における「防潮堤に反対・賛成かではなく、まずは市民が十分に防潮堤について知るべきという議論」で始まった気仙沼の事例、大矢根氏の報告における「そこにある災害因としての原発を、リテラシーとして冷静に捉える必要がある」という指摘は、統治と自治の調整の前段階として、対等な個々の住民の間で、価値観の対立を超えた地域独自の解答を得ていくという困難な道のりが、しかし、災害を巡ってはすぐれて重要な課題であることを示している。このような価値観の対立を超克するために、地域社会学はどのような貢献ができるのかという課題も、今後の東日本大震災を巡る研究の中で議論がなされる必要を感じた。

1-11 シンポジウム 印象記

佐藤 洋子 (名古屋市立大学)

第 39 回大会シンポジウムは、「災害復興のビジョンと現実——ポスト 3.11 の地域社会学を考

える」と題して開催された。本シンポジウムは地域社会学会が2年間精力的に取り組んできた「ポスト3.11の地域社会」という研究テーマの集大成といえる。以下、筆者の拙い理解の範囲ではあるが、まずは当日の報告と討論を振り返りたい。

報告要旨集のシンポジウム解題によると、本シンポジウムの趣旨は、「災害復興をめぐる現状や論点を整理するとともに、震災の経験が従来の地域社会学の理論や分析枠組にどのような再検討を促しているのかについて考え」ることにある。

第1報告は「東日本大震災・福島第一原発事故の復興政策と住民——コミュニティ災害からの回復と政策」と題する山下祐介氏の報告である。その骨子は、東日本大震災・福島第一原発事故被害の実態解明や検証作業は不十分であるにもかかわらず、すでに復興政策の骨格が実現不能なままに事業化され、かえって被災地の回復を阻害している現実がある、という点にある。例えば福島第一原発事故の復興政策では、その政策の方向が避難から帰還へと転換したものの、実際の帰還は極めて難しい状況にある。本災害はコミュニティそのものが壊滅的な被害を被った「コミュニティ災害」であるにもかかわらず、現在の政策は除染とインフラ整備を進めて帰還を促すのみで、コミュニティの再生は無策のままだからだ。それゆえ避難者には事実上、「被曝を覚悟で帰還するか」「自力で移住するか」の二者択一しかなく、このままこのプロセスが進行すれば、被災自治体には社会的弱者だけが残り、自治体存続そのものが危うくなる可能性もあると山下氏は指摘する。また津波被災地における大規模防潮堤建設問題も同様の問題を抱えている。当初志向された「「減災」を基調とした地域づくり」は、中央防災会議のL1・L2津波の議論を経て、事実上「防災を前提とした地域づくり」へと変貌し、巨大防潮堤の建設が進められようとしている。巨大防潮堤事業は「減災」の考え方とは矛盾し、減災の基礎となるべきコミュニティを破壊する可能性もありうる。ではなぜこれらの事態が起きたのか。山下氏は、復興政策が初期のパニックに引きずられたことがその原因だと指摘する。そして現状を打破するためには、柔軟に様々な知見を取り入れ政策内容を軌道修正すること、住民の意向を政策形成に生かすことが必要だという。

続く第2報告では、大矢根淳氏が「原発防災体制の構造的欠陥を乗り越えようとする減災サイクル論は成り立つか?～「UPZ・30km圏の避難（認知行動→生活）」をめぐる～」と題し、3.11以前の原発防災体制の問題点、またそれが3.11後にどう変化したのか、福島第一原発事故の教訓を生かすために必要な点について論じた。3.11以前にも毎年秋に原子力総合防災訓練が実施されていた。しかしこの訓練は「多重防護神話」をもとにした原発関係者のみが行う訓練であり、地域の居住者を参加対象とするものではなかった。またその地域の集落に無知の担当者が避難想定を行うという問題もあったという。3.11後にはUPZ30kmが設定され、これにより防災対策が必要な対象地域は「風下3方位キーホール」内に含まれる地域から、同心円30km内に含まれる地域に拡大した。またそれにより要介護者の存在など住民避難不能事態が生じる可能性が高いことや、仮に事故が起こった場合に奥能登のように孤立する地域があることも明らかとなっている。では福島第一原発事故の教訓を生かすためにどうすべきか。大矢根氏は、「事前復興」概念を包摂する減災サイクル論の検討の必要性について述べていた。事前復興とは、被災を想定し、被害を最小化しつつ迅速な復旧・復興につながるよう、被災前に構想する復興・防災まちづくりを指す。

第3報告の金菱清氏は、「震災メメントモリ——不可視な隣人である“生ける死者”と回路を紡ぐために」と題した報告を行った。金菱氏は、阪神・淡路大震災で総体的なモノグラフが欠如していた経験から、東日本大震災の発生時に記録史を残そうと考え、『3.11 慟哭の記録——71人が体感した大津波・原発・巨大地震』をまとめている。この著作の特徴は、金菱氏の聞き書きではなく被災者本人が書き記す形をとったことにある。被災者が自ら大震災で経験した事柄を書き綴り、何度も推敲する。それにより被災者から「気持ちが整理できた」という反応が得られたことに金菱氏は注目する。この「気持ちの整理」とは亡くなった家族など死者を「忘れる」ことではなく、死者を失った痛みを抱き続ける形での整理である。このことを金菱氏は「震災メメントモリ」と呼ぶ。そしてこの「震災メメントモリ」を基礎として、金菱氏から地域社会学に対する問いが提起された。それは、地域社会学は「生者の生活圏」のみを分析対象としているが、その対象や実践に「死者」を取り込む必要があるのではないか、というものだった。例えば「死者」への視点を導入すれば、仮設住宅における“過剰な”コミュニティ（自治会による被災地ツ

アー、慰霊祭、居酒屋、ごみのチェックなど）は、集団で哀しみを引き受けることによって彷徨える魂を安定化させ、生者を災害後も積極的に生き続ける主体として再定位する機能を持つものと解釈できる。

休憩を経て開始した討論では、まず第1討論者の高橋誠氏から、スマトラ沖地震・津波災害の経験を踏まえたコメントがなされた。スマトラ沖地震・津波災害もコミュニティが死滅したという点で東日本大震災と共通項を持つが、復興の過程は日本と大きく異なり、NGOや国際組織、他国によって進められていった。そのことから、国家や地域が復興に対してどこまで責任を持つべきなのかという問いがなされた。続く第2討論者の玉野和志氏からは、3つの報告を踏まえ、地域社会学全体を見通したコメントがなされた。第1、第2報告については、現場の綿密な調査研究をもとに政策の批判的な検討を行うという地域社会学のスタンダードな研究蓄積であること、3.11以後こうした地域社会学の蓄積が社会に対するインパクトを強めていることなどが指摘された。また第3報告に対しては、従来の村落研究には「死者」への視点が含まれており、その点にあらためて着目する可能性があることを指摘した。その後の総合討論では、上記の報告やコメントに対する質疑に加え、「日常の地域社会学を考える上で震災の経験が何をもたらしたか」という点についてもフロアを交えた活発な議論がなされた。

正直なところ、「震災の経験が地域社会学に何をもたらしたか」という点については、もう少し議論を聞きたかったというのが本音ではあるが、本シンポジウムによって筆者が個人的に得たものは大きかったように思う。実を言えば、本印象記の執筆を引き受けたことをシンポジウム中に激しく後悔した。それは内容について不勉強だったこともあるが、研究者のはしくれとして震災を位置づけることをこれまで避けてきたことが大きい。避けてきた理由は2つある。ひとつは、当事者でない自分が何をどのように語るかという難しさ。もうひとつは、個人的な話で恐縮であるが、筆者が18歳まで東北で暮らし、現在も親戚や友人の多くが暮らしていることが影響している。要するにこの震災を、当事者の一人として問題化することも、観察者として客観的にとらえる自信もなかったのである。本シンポジウムを通して、災害復興をめぐる多数の論点があることに加え、（もちろん当然なのだが）それが日常の地域社会学とひと続きの地平にあるということがすくと腑に落ちた気がする。こうした気づきを与えてくれた本シンポジウムに感謝したい。

2. 前期理事会からの報告

2013年度地域社会学会第5回理事会は、2014年5月10日（土）11時5分から12時10分まで早稲田大学戸山キャンパスで開催されました。ここでは報告事項として7件、協議事項として8件が議論されました。報告事項の詳細は各委員会報告等をご覧ください。

出席者：鯨坂学、浦野正樹、小内純子、黒田由彦、清水洋行、清水亮、杉本久未子、中西典子、西村雄郎、室井研二、山下祐介、横田尚俊、藤井和佐

報告事項

1. 研究委員会報告
2. 編集委員会報告
3. 国際交流委員会・ISA-RC21 担当報告
4. 地域社会学会「世界へのメッセージ」作成特別委員会報告
5. 社会学系コンソーシアム担当報告
6. 第39回大会開催事務局報告
7. 事務局報告

協議事項

1. 入会の承認（5名）、退会の承認（5名 ※2013年度会費納入済み）
*承認後会員数 409名（一般会員350名、院生会員52名、終身会員7名）
2. 次期理事選挙における選挙管理員として加藤泰子、小浜ふみ子、佐藤洋子、福田友子を選任した。事務局藤井和佐、杉本久未子、運営補助バイト1名がサポートする。
3. 『地域社会学会年報』の投稿規定の一部改訂が承認され、併せて「地域社会学会 著作権規

- 定」(案)を原案どおり総会に提案することが承認された。(12. 参照)
4. 地域社会学会から選出する社会学系コンソーシアム評議員に、規定に則り交通費を補助することが承認された。
 5. 「第5回(平成26年度)日本学術振興会 育志賞」受賞候補者の学協会からの推薦について、申し合わせに則り条件にかなう推薦候補対象者に推薦希望を確認することが承認された。
 6. 予算の基金化の金額(11. 参照)と、基金の目的を検討する将来計画ワーキンググループ(仮称)の設置が承認された。
 7. 2013年度決算について承認された。(11. 参照)
 8. 2014年度予算(案)について承認された。(11. 参照)

(藤井 和佐)

3. 理事選挙の結果および第1回理事会の報告

5月10日・11日の地域社会学会第39回大会(於:早稲田大学)において、選挙管理委員会(委員長 西村雄郎)による管理運営にもとづき理事選挙が行なわれ、次の方々が理事に当選されました。その後、第1回理事会が開かれ、会長以下、次のような役割分担が決まりました。

理事選挙の結果

〔投票による理事〕10名

浅野 慎一(神戸大学)	鯨坂 学(同志社大学)	清水 亮(東京大学)
田中 重好(名古屋大学)	玉野 和志(首都大学東京)	中澤 秀雄(中央大学)
町村 敬志(一橋大学)	藤井 和佐(岡山大学)	横田 尚俊(山口大学)
吉野 英岐(岩手県立大学)		

〔話し合いによる理事〕10名

市川 虎彦(松山大学)	岩永 真治(明治学院大学)	小内 純子(札幌学院大学)
熊本 博之(明星大学)	齊藤 麻人(横浜国立大学)	武田 尚子(早稲田大学)
築山 秀夫(長野県短期大学)	橋本 和孝(関東学院大学)	丸山 真央(滋賀県立大学)
文 貞實(東洋大学)		

新理事の分担

会 長	橋本 和孝
庶務担当(事務局統括)	玉野 和志
財務担当(事務局)	熊本 博之
WEB担当(事務局)	清水 亮, 大堀 研
研究委員会	浅野 慎一(長)、吉野 英岐(副)
編集委員会	鯨坂 学, 岩永 真治, 清水 亮, 築山 秀夫, 丸山 真央
国際交流委員会	中澤 秀雄(長)、横田 尚俊(副)
	市川 虎彦, 小内 純子, 藤井 和佐
	齊藤 麻人(長 兼 ISA-RC21 担当)
	町村 敬志, 文 貞實
社会学系コンソーシアム担当	橋本 和孝, (非理事からは, 渡戸 一郎)
学会賞担当	田中 重好

(玉野 和志)

4. 総会報告

5月11日(土)17時30分~18時45分まで早稲田大学戸山キャンパス文学学術院36号館で、

地域社会学会賞表彰式、総会が開催されました。

総会では、まず、酒井恵真会員が座長として選出され、会長挨拶、研究委員会報告、編集委員会報告、国際交流委員会報告、地域社会学会賞選考委員会報告、地域社会学会「世界へのメッセージ」作成特別委員会報告、事務局報告が行われました。つぎに、「地域社会学会 著作権規定」(案)が提案され、原案どおり承認されました(12.参照)。

また、「2013年度会計決算報告」が行われ、山本賢治監事から「決算報告について、監査いたしましたところ、正確に執行されていたことを認めます」との報告があり、承認されました。さらに、「2014年度予算案」が原案通り承認されました。

第40回大会については2015年5月9・10日、東北学院大学で開催されることが報告され、開催校大会実行委員長の齊藤康則会員からのメッセージが会長により代読されました。

また、5月11日の臨時総会では理事選挙・選考結果が報告され、橋本和孝新会長、玉野和志新庶務担当理事が承認されました。

(藤井 和佐)

5. 研究委員会からの報告

2年間、研究委員長を務めさせていただく浅野慎一です。よろしくお願い致します。

理事の中での研究委員会は、副委員長に吉野英岐会員、委員に鱒坂学会員、清水亮会員、岩永真治会員、築山秀夫会員、丸山真央会員、以上の布陣で臨むことになりました。理事以外の研究委員は、次号の会報でご紹介させていただきます。

6月28日の第1回研究例会は、5月11日に実施された大会シンポジウムの総括を行います。また過去2年間にわたる災害復興・ポスト3.11に関する研究蓄積をふまえ、今後の新たな地域社会学の展開の方向性を模索します。そこで大会シンポジウムを中心的に企画された室井会員・黒田会員(前研究委員長)、そして今年3月に共著『カタストロフィーの復興理論』昭和堂を上梓された広原盛明会員に、ご登壇いただくこととなりました。これら二本の報告と討論を通して、本年度以降の新たな研究テーマを構想したいと思います。皆さん、ふるってご参加ください。

(浅野 慎一)

6. 編集委員会からの連絡と報告

このたび編集委員会委員長を仰せつかりました中澤です。経験も注意力も不足しているので(運転免許適性検査でも指摘されました)、あまり適任ではありませんが、幸い過去の編集委員長・編集委員の皆様のご尽力によりシステムは完成されておりますので、経験豊富な他の編集委員のお力をお借りしながら、何とか任を果たしていきたいと存じます。年報第26集は、会費納入済会員には第39回大会会場にて配布されましたが、未入手の皆様につきましては、会費納入が確認された方から郵送されます。

さて早速ですが、年報第27集(2015年5月発行予定)の原稿募集の時期となりました。下記の要領にしたがって募集いたしますので、奮ってご投稿下さい。自由投稿論文については他のカテゴリーの原稿に比べて締め切りが早くなっております。また<自著・自訳書・編著書紹介><ビューポイント><名著再発見><研究紹介>のコーナーについても、積極的な投稿をお待ちしております。とくに編著書については書評の対象外となることが多いので、このコーナーを活用下さい。すべての投稿原稿は、投稿規定・執筆要領(年報本誌のほか学会HPにも掲載)を十分に踏まえてご提出下さい。

<年報第27集原稿募集要領>

1. 自由投稿論文: タイトル・執筆者氏名・要旨・本文・図表・注・引用文献を含めて、年報掲載時に14ページ以内(1ページは40字*35行で1,400字)に収まること。したがって、本文・図表・注・引用文献の分量は、年報掲載時に13ページとなる18,200字(400字詰め原稿用紙45.5

枚)以内となる。

自由投稿論文の締め切りは、2014年9月末日(必着)とします。

2. 自著・自訳書・編著書紹介/研究紹介: タイトル・執筆者氏名・本文を含めて、年報掲載時に2ページ以内となる2,600字(40字×65行、400字詰め原稿用紙6.5枚)に収まること。

3. ビューポイント/名著再発見: タイトル・執筆者氏名・本文を含めて、年報掲載時に4ページ以内となる5,400字(40字×135行、400字詰め原稿用紙13.5枚)に収まること。

2及び3の原稿の締め切りは、2014年10月末日(必着)とします。

4. 原稿は、まずハードコピーを編集委員会委員長宛に1部お送り下さい。あわせて、別紙に氏名・住所・電話番号・電子メールアドレスを明記して下さい。同時に、Eメールの添付ファイルにて原稿の電子ファイルをご提出下さい。

5. 年報の紙型はA4版となります。

6. また、自由投稿論文については300語程度の英文要旨を掲載することになります。英文要旨は、編集委員会で論文審査が終了した後に提出して頂きます。

7. 原稿の提出先

〒192-0393 八王子市東中野742-1 中央大学法学部 中澤秀雄(編集委員会委員長)宛
Email: nakazawa@tamacc.chuo-u.ac.jp

<自由投稿論文審査規程について>

編集委員会では、自由投稿論文の審査基準を明示するため「自由投稿論文審査規程」を定めています。本規程は会報No.179(2013年6月10日発行)の「編集委員会からの連絡」の項に引用されていますので、投稿予定の方はご参照下さい(当該会報はHPにも掲載されています)。新委員会でも本規程は維持される見込みですが、念のため第1回編集委員会の議を経たのち、次号会報において「審査規程」全文を再掲したいと存じます。

(中澤 秀雄)

<年報投稿規定の改定と著作権規定の新設について>

第39回大会時に開催された理事会において年報投稿規定の改定と著作権規定の新設が承認されました。著作権規定につきましては、引き続き行われた総会におきまして内容を説明し、質疑応答を行った上で原案通り承認され、即日発効となりました。

経緯について説明しますと、昨今、年報に執筆された論文について、大学図書館等から機関リポジトリでの掲載について問い合わせが来るようになりました。これは多くの場合、執筆者が所属する機関のWEBページでpdf版の論文を読めるようにするサービスですが、この許諾の判断を年報を発行している学会が行うのか、それとも執筆者自身が行うのか、曖昧なところがありました。また、学会誌の出版については、電子ジャーナル化という話もあちこちで聞こえてくる時代となり、こうした可能性を今後検討する上でも、この機会に年報掲載記事等の著作権問題をはっきりさせた方がよいということになりました。編集委員会では、2012年頃より理事会の要請を受けてこの問題を継続的に検討して参りました。先行して著作権規定を設けている複数の学協会での事例を参考にしつつ、前期編集委員の山崎仁朗会員に御尽力いただいて原案を作成し、理事会での議論を経て、先日の総会で御承認いただいた次第です。

年報の投稿規定については、年報への投稿記事についてこの著作権規定を適用する旨の一文を付け加えました。学会WEBページで常時閲覧できるようにしてありますので、ご確認ください。

著作権規定についても学会WEBページで常時ご確認いただけるようにしてありますが、基本的な考え方としては、学会が著作権を管理できるようにするというものです。また、内容の特徴としては、著作権規定の対象となっているのが年報以外に会報原稿も含まれる点です。地域社会学会の会報は、研究例会報告の要約や印象記等の充実した内容となっており、資料的価値も高いために先般も復刻版がわざわざ出版されたほどです。現在では会報は学会WEBページでも閲覧できるようになっており、こうした観点からも学会が著作権をきちんと管理することが

適当であると考えたためです。規定を御覧いただければわかるように、執筆したご本人がご自身の文章を利用したいという場合には、届け出さえしていただければ基本的にはその利用を妨げることはいたしません(6条)。多少、お手間を取らせるかもしれませんが、どうぞご理解、ご協力いただけますようお願い申し上げます。(12. 参照)

(前期編集委員会委員長 清水 亮)

7. 国際交流委員会からの報告

1. ISA 横浜大会でのツアーについて

会報 183 号に掲載された ISA 横浜大会 RC21 関連の開催地周辺におけるツアーは、7 月 16 日(水)に実施と決定されました。ツアーは RC21 のセッションが予定されていない時間枠を利用して午後 1 時から 4 時ごろにかけて行われますが、集合時間・集合場所・参加費などは各コースによって異なります。具体的な応募方法と合わせて今後 RC21 のウェブサイトで発表される情報をご確認ください。なおコースにつきましては 183 号でお知らせしたとおりです。企画の運営や執行面でも、会員諸氏には引き続き積極的な協力・支援をお願い申し上げます。

2. ISA 横浜大会で報告される若手会員への交通費補助について

会報 180 号に掲載されている ISA 横浜大会で報告される若手会員への交通費補助につきまして、5 月 25 日現在、応募がございません。当初の締め切りは 6 月 15 日となっておりますが、延長する方向で検討中です(詳しくは 13. 事務局からのお知らせをご覧ください)。ご報告の決まった若手会員の方は、お名前・ご所属・居住地・交通費予定額・報告 RC 等・報告タイトルとともに、メールにて事務局までお申し込みください。なお、応募にあたっての「資格」と「補助額の決定方法」につきましても、13. 事務局からのお知らせに再掲されています。

(齊藤 麻人)

8. 地域社会学会賞選考委員会からの報告

1. 2014 年度の学会賞の選考が始まります。

(1) 対象業績は、2013 年 6 月 1 日から 2014 年 5 月 31 日までに刊行された業績。

(2) 推薦期間は、2014 年 7 月 1 日から 9 月 30 日の間。

(3) 送付先は、吉原直樹選考委員長宛(yoshiharanaoki@gmail.com)に「開封確認要求」付きで送信してください。あるいは郵送してください。

(4) 推薦委員による推薦のほか、自薦、他薦もあります。(なお、自薦の場合は、刊行物 1 点を送付のこと)

(5) 書式は、①学会賞、奨励賞の区別、②対象研究成果の題目、発行年月日、発行所あるいは掲載雑誌名・巻号、③著者・编者・編著者の氏名、所属、職位・学年次、奨励賞の場合は、修士課程修了の有無と修了年月、④推薦者氏名、推薦理由(300 字以内、簡潔なもので可)。

2. 2014・15 年度の選考委員 4 名(鯨坂学、武田尚子、町村敬志[いずれも新任])が理事会によって承認されました。(継続委員は、田中重好、小内透、西村雄郎、橋本和孝、吉原直樹)。委員長は吉原直樹。

(吉原 直樹)

9. 地域社会学会「世界へのメッセージ」作成特別委員会からの報告

社会学系コンソーシアムの「世界へのメッセージ」は、コンソーシアムのウェブサイトにも 6 月後半にアップロードされる予定です。

(橋本 和孝)

10. 地域社会学会第 39 回大会会計報告 (略)

11. 地域社会学会 2013 年度決算報告、2014 年度予算 (会計年度 5 月 1 日～4 月 30 日) (略)

12. 「地域社会学会 著作権規定」

- 第 1 条 本規定は、地域社会学会（以下「本学会」という）の学会誌である『地域社会学会年報』（以下『年報』という）ならびに『地域社会学会会報』（以下『会報』という）に投稿される論文等著作物の著作権について定める。
- 第 2 条 本規定における著作権とは、著作権法第 21 条から第 28 条に規定される著作財産権（複製権、上演権及び演奏権、上映権、公衆送信権、口述権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権、翻訳権・翻案権等、二次的著作物の利用に関する原作者の権利）ならびに同第 18 条から第 20 条に規定される著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）のことをいう。
- 第 3 条 『年報』ならびに『会報』に投稿される論文等著作物の著作財産権については、本学会に最終原稿が投稿された時点から、本学会に帰属する。
- 第 4 条 『年報』ならびに『会報』に投稿される論文等著作物の著作者人格権については、著作者に帰属する。ただし、著作者は、本学会および本学会が論文等著作物の利用を許諾した第三者にたいして、これを行使しない。
- 第 5 条 第三者から著作権の利用許諾申請があった場合、本学会は、編集委員会において審議し、適当と認めたものについて、申請に応ずることができる。
2 前項の措置によって、第三者から本学会に対価が支払われた場合、その対価は本学会の活動のために利用する。
- 第 6 条 著作者が、自身の論文等著作物を、自身の用途のために利用する場合は、本学会は、これに異議申し立て、もしくは妨げることをしない。ただし、著作者は、本学会に事前に申し出をおこなったうえ、利用する論文等著作物のなかに、当該の『年報』あるいは『会報』が出典である旨を明記する。
- 第 7 条 『年報』ならびに『会報』に投稿された論文等著作物が第三者の著作権を侵害する問題が生じた場合、本学会と著作者が対応について協議し、解決を図る。
- 第 8 条 本規定は、2014 年 5 月 10 日から発効する。

13. 事務局からのお知らせ

役員改選により、事務局が首都大学東京（玉野和志）に移りました。これからの連絡は新事務局にお願いします。詳しい連絡先は本会報の表紙をご参照ください。

<2014 年度の会費納入のお願い>

新年度に入りましたので、2014 年度の会費納入をお願いします。納入済みの方以外に請求書と郵便振替用紙を同封しましたので、よろしくをお願いします。郵便振替の番号が変わっていますので、古い振替用紙は使わないでください。

<2014 年度研究例会の予定>

- 第 1 回 6 月 28 日 (土) 14:00-17:00 首都大学東京 秋葉原サテライトキャンパス
第 2 回 10 月 4 日 (土) 14:00-17:00 明治学院大学 白金キャンパス

第3回 11月29日(土) 14:00-17:00 同志社大学 今出川キャンパス

第4回 2015年2月7日(土) 14:00-17:00 首都大学東京 秋葉原サテライトキャンパス

＜2014年度 ISA 横浜大会において報告する若手会員への交通費補助について（再掲）＞

すでに地域社会学会ホームページ及び『地域社会学会会報』180号においてお知らせしていますが、再掲いたします。一応締切は下記の通りですが、この会報が届く時期がその直前となってしまうので、**締切後1週間、6月22日までは受け付けますので、お急ぎください。**

ISA 横浜大会でのご報告が決まりましたら、下記の「資格」をご確認のうえ、お名前・ご所属・居住地・交通費予定額・報告RC等・報告タイトルとともに、【2014年6月15日までに】メールにて事務局までお申し込みください。あらためて領収書の送付先や振込口座の指定などの手続きについてお伝えするようにします。なお、お申し込み後に、ご所属や居住地等に変更があった場合は、速やかにお知らせください。

[資格]

以下の1)～5)のすべてに該当する会員を対象とする。

- 1) 2014年ISA横浜大会終了時に40歳未満であること。
- 2) 常勤職(学術振興会特別研究員を含める)に就いていないこと。
- 3) 2013年9月報告申請締切日において、会員資格を有すること。
- 4) 首都圏及び近郊(東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県)以外の地域に居住していること。なお勤務先がある場合は、勤務先も上の「首都圏及び近郊以外」であること。
- 5) 他学会・他組織などから当該の交通費補助を受けていないこと。

付記) 詳細については、国際交流委員長と庶務担当理事の判断に任せることとする。

[補助額の決定方法]

- ① 自宅あるいは所属機関からの交通費が、最も安価でかつ合理的な交通手段を利用すること。航空券の場合は、普通運賃や往復割引切符以外のエコノミークラスの最も安価な交通手段を基準とします。
- ② 支給は、ISA横浜大会発表後に、航空券ないし(及び)JR券の領収書と引き換えに支給します(理由の如何を問わず、報告取り消しの場合には支給しません)。
- ③ 申し込み多数である場合、予算合計上限20万円の枠内で、それぞれの必要な交通費に応じて算出し、支給する予定です。

以上

14. 会員異動

(略)

15. 会員の研究成果情報(2014年度・第1次分)

2013年以降の研究成果に関する情報を募集します。同封の用紙(地域社会学会WEBサイトからMSワード版がダウンロードできます)の情報を、事務局宛のメール(あるいはファックス)でお送りください。ご協力よろしくお願ひします。

万一、情報を提供したのに掲載されていないなどの手違いがございましたら、事務局まで御一報くださいますようお願いいたします。

[本号掲載分は2013年以降に刊行、2014年5月25日までに情報提供があり、過去の会報の研究成果情報に掲載されていないものに限る。口頭発表は除く。]

2013 年論文

- 鈴木鉄忠「境界領域のヨーロッパ試論——イストリア半島を事例に」『中央大学社会科学研究所年報』第 17 号、2013 年 7 月
- 田中里美、「フィンランドの農村地域——農村政策と住民参加による農村の維持と活性化」、北ヨーロッパ学会『北ヨーロッパ研究』9、2013 年 7 月
- 玉野和志、「資本主義世界経済の転換と地域政策の課題」、『大原社会問題研究所雑誌』656, 1-18, 2013 年 6 月
- 富永京子・大澤傑「定期的な政治的機会の開放による抗議レパトリーへの影響——WTO 閣僚会議と TRIPS 協定をめぐる NGO 行動を事例として」『Sociology Today』第 20 号、2013 年 2 月
- 富永京子「社会運動のイベント性が生み出す運動参加——2008 年北海道洞爺湖 G8 サミット抗議活動を事例として」（研究ノート）『ソシオロジ』57(3)、2013 年 2 月
- 富永京子「グローバルな運動をめぐる連携のあり方——サミット抗議行動におけるレパトリーの伝達をめぐる」『フォーラム現代社会学』第 13 号、2013 年 5 月
- 富永京子「社会運動における離脱の意味——脱退、燃え尽き、中断をもたらす運動参加者の人間関係認識」『ソシオロギス』第 37 号、2013 年 10 月
- 新原道信「“惑星社会の諸問題”に回答するための“探究／探求型社会調査”——『3. 1 1 以降』の持続可能な社会の構築に向けて」『中央大学文学部紀要』社会学・社会情報学 23 号（通巻 248 号）、2013 年 3 月
- 新原道信「“境界領域”のフィールドワーク(3)——生存の場としての地域社会にむけて」『中央大学社会科学研究所年報』17 号、2013 年 7 月
- 林浩一郎「多摩ニュータウンの中心と周縁——新文化都市開発の都市政治」『関東都市学会年報』15 号、2013 年 12 月

2013 年その他

- 玉野和志『グローバル・シティ・リージョンズとしての日本都市の現状と可能性に関する研究』, 2010 年度～2012 年度科学研究費補助金（基盤研究 C）研究成果報告書、2013 年 3 月
- 玉野和志「地域特性に対応した住民参加方策のあり方」、地方自治研究機構『市区町村における住民参加方策に関する調査研究』125-131, 2013 年 3 月
- 田野崎昭夫「釜石調査の 40 年」『社会と調査』第 10 号、2013 年 3 月
- 若林敬子「追悼・青井和夫先生」日中社会学会編『日中社会学研究』21 号、2013 年 12 月

2014 年著作

- 今井 照『自治体再建——原発避難と「移動する村」』筑摩書房、2014 年 2 月
- 小平 浩『ローカル・ガバナンスと社会的企業——新たな地方鉄道経営』追手門学院大学出版会、2014 年 2 月
- 後藤宣代・広原盛明・森岡孝二・池田清・中谷武雄・藤岡惇『カタストロフィーの経済思想——震災・原発・フクシマ』昭和堂、2014 年 3 月
- 武田尚子『20 世紀イギリスの都市労働者と生活——ロウンリーの貧困研究と調査の軌跡』ミネルヴァ書房、2014 年 4 月
- 竹元秀樹『祭りと地方都市——都市コミュニティ論の再興』新曜社、2014 年 4 月
- 新原道信編著『“境界領域”のフィールドワーク——“惑星社会の諸問題”に回答するために』中央大学出版部、2014 年 3 月

2014 年書籍分担執筆

- 熊本博之「米軍基地を受け入れる論理——キャンプ・シュワブと辺野古社会の変貌」難波功士編『米軍基地文化』新曜社、2014 年 3 月
- 熊本博之「名護市辺野古と米軍基地」谷富夫・安藤由美・野入直美編著『持続と変容の沖縄社会——沖縄的なるものの現在』ミネルヴァ書房、2014 年 5 月
- 鈴木鉄忠「国境の越え方——イタリア・スロヴェニア・クロアチア間国境地域『北アドリア海』を

事例に」新原道信（編著）『“境界領域”のフィールドワーク——“惑星社会の諸問題”に
答するために』中央大学出版部、2014年3月

田野崎昭夫「信頼の社会学」佐々木正道編著『信頼感の国際比較研究』中央大学出版部、2014年
3月

若林敬子他「北海道釧路地域の事例」文部科学省・国立教育政策研究所編『人口減社会における
学校制度の設計と教育形態の開発のための総合的研究』、2014年3月

Yan Tong & Shinichi Asano, “Blood and country”, David Chapman and Karl Jacob Krogness
ed., Japan’s household registration system and citizenship, Routledge, 2014.3

2014年論文

今井 照「原発災害避難者の実態調査（4次）」『自治総研』通巻第424号、2014年2月

岩永真治「ユーラシア大陸統合の社会学——都市への権利と都市的なるものの未来構想」
明治学院大学『社会学部附属研究所年報』第44号、2014年3月

熊本博之「大淀川から一ツ葉へ——宮崎観光の分岐点と『約束された破綻』」『明星大学社会学
研究紀要』第34号、2014年3月

小平 浩「地域と大学をつなぐうえで、コーディネーターに求められること」『大学地域連
携研究』（和歌山大学地域連携・生涯学習センター）Vol.1、2014年2月

鈴木鉄忠「体験のなかの国際社会変動——三つの全体主義を生きたトリエステのイタリア系イスト
リア人の回想から」『中央大学文学部紀要』社会学・社会情報学第24号、2014年3月

宝田惇史「鉄道廃止は『赤字』のためなのか——地方政治から見る比較研究」『日本地域政策研究』
第12号、2014年3月

富永京子「社会運動への参加が人々にもたらす影響——2008年北海道洞爺湖G8サミット抗議行動
を事例として」『社会学年誌』第55号、2014年3月

新原道信「A.メルッチの『限界を受け容れる自由』とともに——3.11以降の惑星社会の諸問
題への社会的探求(1)」『中央大学文学部紀要』社会学・社会情報学24号（通巻253号）、
2014年3月

渡戸一郎「東日本大震災と都市/地域社会学の課題——原発被災地/避難者の問題を中心に」『明星
大学社会学研究紀要』第34号、2014年3月

若林敬子「少子・人口減社会と学校統廃合」（特集・少子化と日本の教育の展望）教育調査研究所
『教育展望』60巻第1号（2014年1・2月合併号）、2014年1月

2014年その他

渡戸一郎「若者と『市民活動』の世界」『ネットワーク』327号、東京ボランティア・市民活動
センター、2014年1月

以上

16. 理事会・委員会のお知らせ

第1回研究委員会

日時 6月28日（土）11時～12時30分

場所 首都大学東京秋葉原サテライトキャンパス 会議室B

第1回編集委員会

日時 6月28日（土）11時～12時30分

場所 首都大学東京秋葉原サテライトキャンパス 会議室C

第1回国際交流委員会

日時 6月28日（土）11時30分～12時30分

場所 首都大学東京秋葉原サテライトキャンパス 会議室A

第2回理事会

日時 6月28日（土）12時30分～14時

場所 首都大学東京秋葉原サテライトキャンパス 会議室E

第1回研究例会 会場案内

首都大学東京秋葉原サテライトキャンパス

〒101-0021 東京都千代田区外神田 1-19-13 秋葉原ダイビル 12階 (1202室)

<交通アクセス>

JR 秋葉原駅の「JR 電気街口」を出てすぐの「秋葉原ダイビル」のエレベーターで12階に上がってください。そのフロアの1202室が会場です。

